



対外経済政策の現状と今後の方向性

1. 世界秩序の変容

1-1. 世界秩序の揺らぎ

- ① 拡大する財・サービス貿易
- ② 先進国と途上国間の格差縮小
- ③ 世界規模でのデジタル化の進展
- ④ 中国の存在感の高まり
- ⑤ WTOの機能不全の危機

1-2. 米中対立の深まり

1-3. 各国の動向

米国・EU

2. 課題解決に向けた通商政策

2-1. 対外通商政策の方向性

2-2. 新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて

- ① G20
- ② 日米欧三極貿易大臣会合
- ③ WTO
- ④ 経済連携協定（CPTPP、日EU EPA、RCEP）

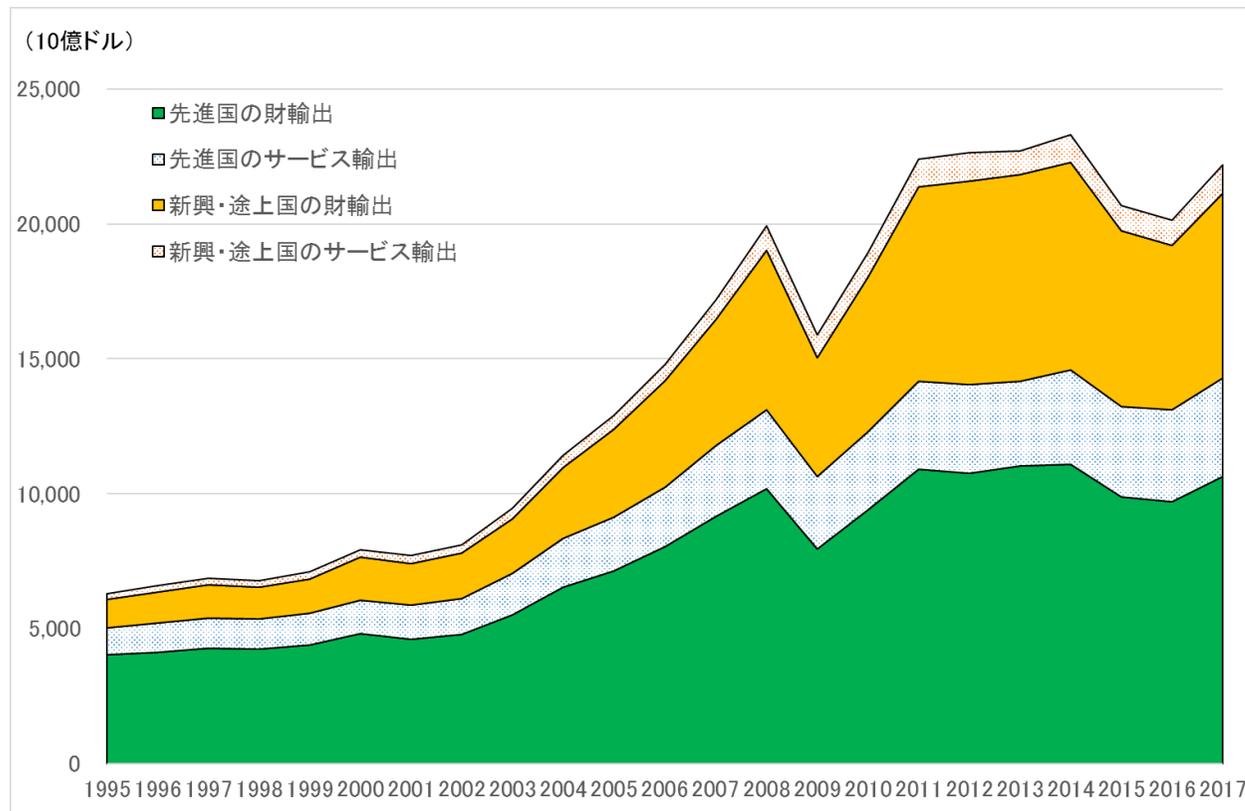
2-3. 二国間関係の強化

- ① 米国
- ② 中国
- ③ ロシア、インド、サウジ、アフリカ、ASEAN

1 - 1. 世界秩序の揺らぎ

① 拡大する財・サービス貿易

- WTO設立の1995年以降、世界の貿易額は急速に拡大。1995年から2017年にかけて財貿易額は3.5倍、サービス貿易額は3.8倍に拡大。
- 特に、新興・途上国の貿易額の増加が顕著。

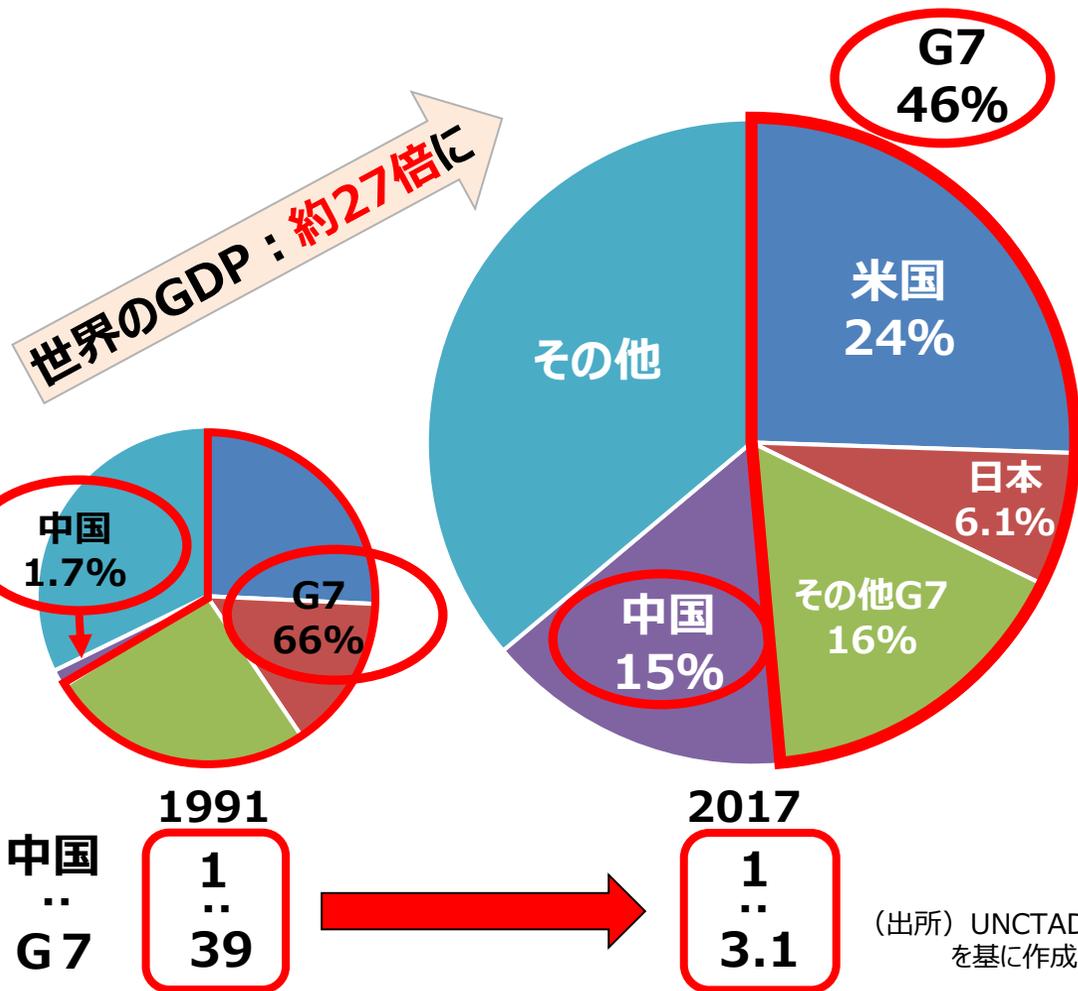


1 - 1. 世界秩序の揺らぎ

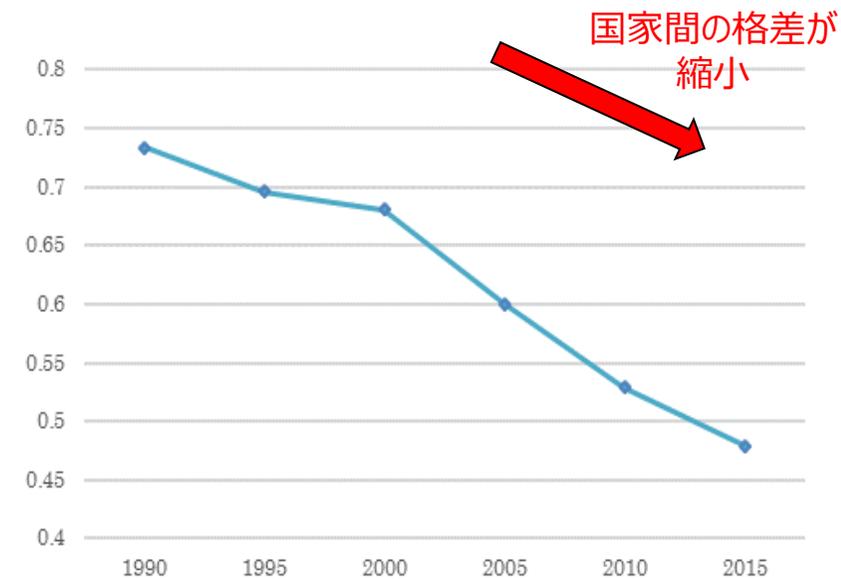
② 先進国と途上国間の格差縮小

- 「グローバル化」の進展により、先進国と途上国間の格差は縮小。

GDPの比較（1991年と2017年）



国家間ジニ係数の推移



(出所) Francois Bourguignon (2015) を基に作成

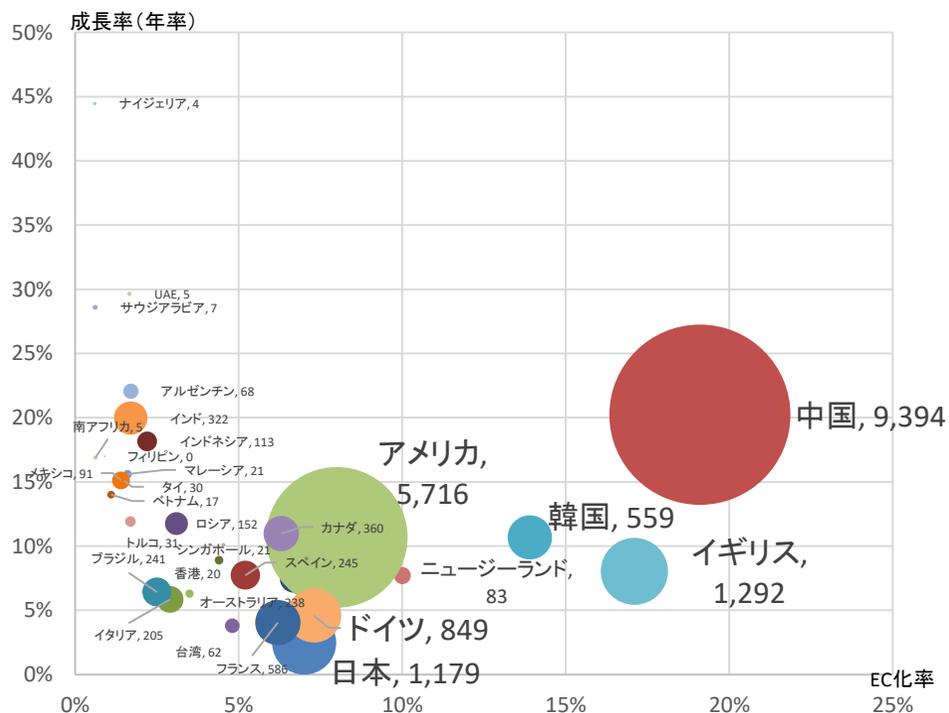
(出所) UNCTAD stat
を基に作成

1 - 1. 世界秩序の揺らぎ

③世界規模でのデジタル化の進展

- 世界規模でデジタル化が急速に進展。
- 国内 EC市場は世界的に大幅な成長が見込まれる。
とりわけ中国の2016年のネット小売市場規模は9,394億ドルと、EC化率（19%）と共に世界1位。

各国のEC化率/成長率/ BtoC EC市場規模（単位1億ドル）

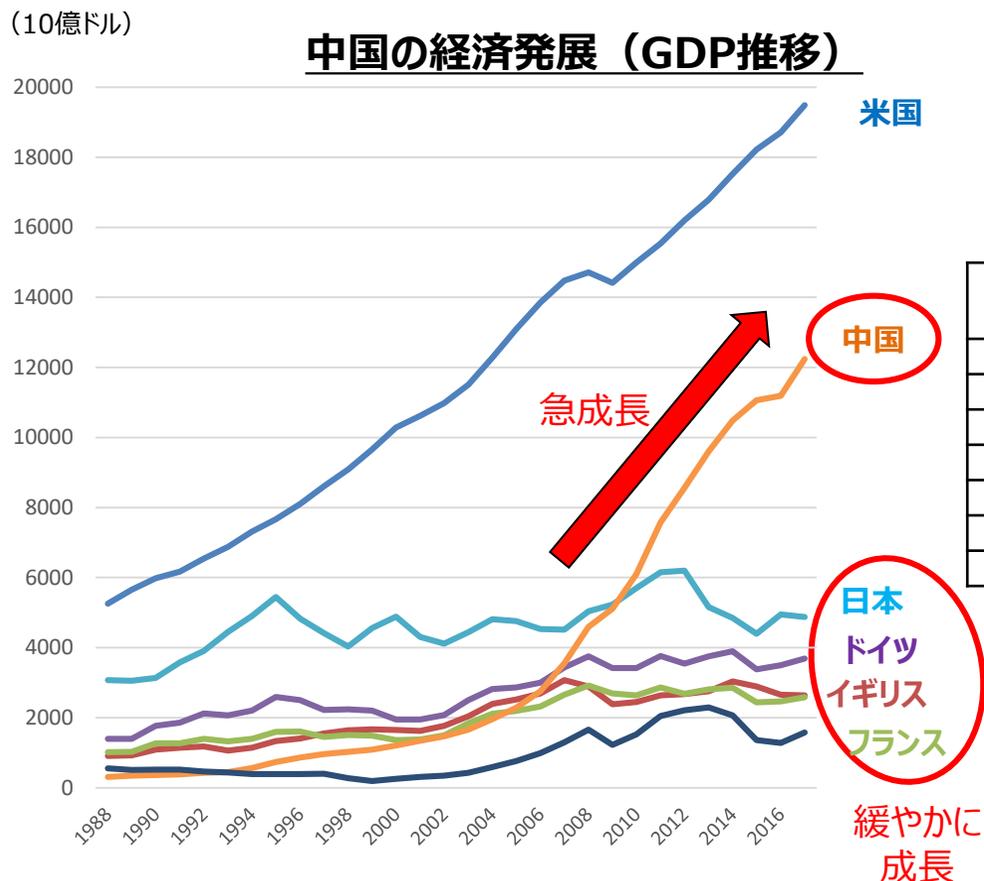


備考：EC化率は小売に占めるECの割合。成長率は2014年～2025年の成長率の推計（年率）。丸の大きさは市場規模。EC化率と市場規模のデータは2016年（ただし、中東アフリカ地域は2014年）。
出所：「海外ECハンドブック2017」より経産省作成。

1 - 1. 世界秩序の揺らぎ

④ 中国の存在感の高まり

- 先進国が緩やかな成長にとどまる一方で、中国は急速な経済成長を遂げている。
- 世界的にデジタル化が進展する中、中国のハイテク分野での技術力の向上が顕著。



(出所) THE WORLD BANKを基に作成

特にハイテク分野での中国の技術力向上 国際特許出願件数の上位7社の推移 (2012年→2018年)

	企業名	件数	拠点
1	ZTE	3,906	中国
2	パナソニック	2,951	日本
3	シャープ	2,001	日本
4	ファーウェイ	1,801	中国
5	BOSCH	1,775	ドイツ
6	トヨタ	1,652	日本
7	QUALCOMM	1,305	米国

	企業名	件数	拠点
1	ファーウェイ	5,405	中国
2	三菱電機	2,965	日本
3	INTEL	2,637	米国
4	QUALCOMM	2,521	米国
5	ZTE	2,163	中国
6	SAMSUNG	1,945	韓国
7	京東方	1,818	中国

(出所) WIPO

1 - 1. 世界秩序の揺らぎ

④中国の存在感の高まり（中国製造2025）

＜重点分野＞ 次世代IT産業、ロボット産業、新エネ自動車等 10の重点強化産業を指定。

＜政策＞ 金融、財政、人材育成、中小零細企業対策等分野において支援を実施。

→外資の市場参入・調達制限、技術供与の強要、政府投資ファンド等による歪曲的補助、国有企業による買収激化等のおそれありとして、EU商工会議所（中国）は警鐘レポートを発表。

＜10の重点強化産業＞

1. 次世代IT産業
2. 先端デジタル制御工作機械とロボット産業
3. 航空・宇宙設備産業
4. 海洋建設機械・ハイテク船舶産業
5. 先進軌道交通設備産業
6. 省エネ・新エネルギー自動車産業
7. 電力設備産業
8. 農業用機械設備産業
9. 新材料産業
10. バイオ医療・高性能医療器械産業

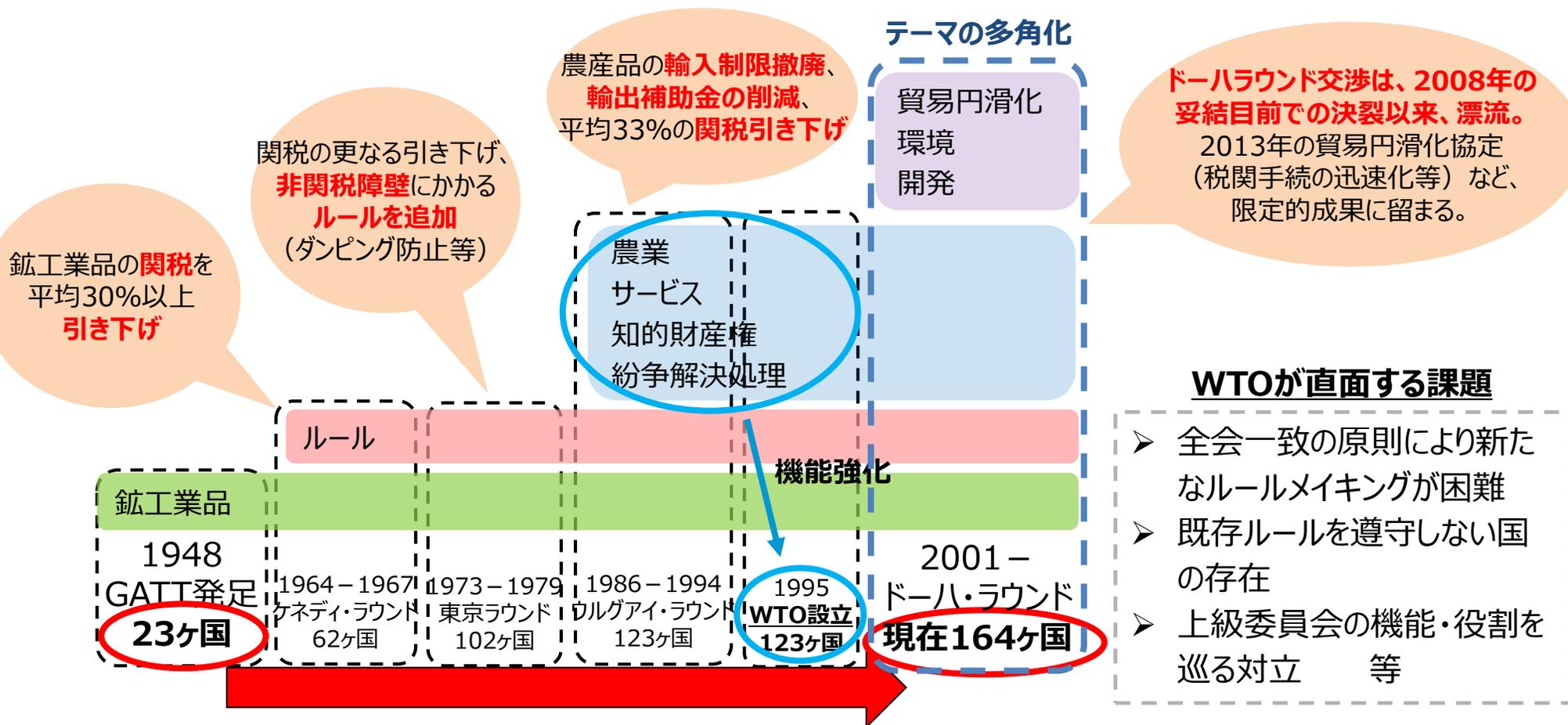
＜政府の支援＞

- ① 体制制度改革の深化
- ② 公平競争市場環境の造成
- ③ 金融支援政策の改善
- ④ 財務・税務政策の推進
- ⑤ 多様な人材育成システムの整備
- ⑥ 中小・零細企業政策の改善
- ⑦ 製造業の対外開放の更なる拡大
- ⑧ 実施体制の整備

1 - 1. 世界秩序の揺らぎ

⑤WTOの機能不全の危機

- 新興国の台頭や産業構造の変化と既存枠組みとのギャップが生じ、西側諸国が主導してきた国際協調のメカニズムが機能不全の危機に。



(出所) WTO事務局HP及び外務省HPを基に作成

1 - 2. 米中対立の深まり（米中貿易摩擦の状況①）

- 2018年3月22日、米国が通商法301条に基づく措置を決定。

中国の問題措置

- 強制技術移転（次世代自動車等）
- 中国技術輸出入管理条例（TIER・外資差別）
- 買収による先端技術取得（半導体/ロボット等）
- サイバー攻撃による営業秘密窃取



301条による措置内容

- 中国の不公正政策が支援する産品に追加関税25%
- 中国の内外差別的な技術ライセンス制度をWTO提訴
- 米国の機微技術に対する中国からの投資規制

- 2019年1月以降、**毎月のペースで米中閣僚級協議を開催。**
- 報道によれば、以下の項目がテーマとされている模様。
 - ①外国企業に対する中国による技術移転要求
 - ②知的財産権保護
 - ③農業分野
 - ④サービス産業の中国市場開放
 - ⑤非関税障壁の削減
 - ⑥通貨政策

1-2. 米中対立の深まり (米中貿易摩擦の状況②)

- 米国は、対中追加関税第3弾の対象品目 (2,000億ドル相当) を25%へ引き上げ、更に残りの輸入品全て (約3,000億ドル相当) に対して追加関税を実施すると5月13日に発表。中国も対米追加関税第3弾の対象品目 (600億ドル相当) を最大25%へ引き上げ。
- 「中米経済貿易協議に関する中国側の立場」 (6/2) には、協力してWin-Winの合意を得るよう進めていきたいとしつつも、重大な原則問題で中国は決して譲歩しない旨の記載。



米国 (中国からの輸入約5,400億ドル)



第4弾 (米国5/13発表、発動時期未定だが早ければ7月初旬)

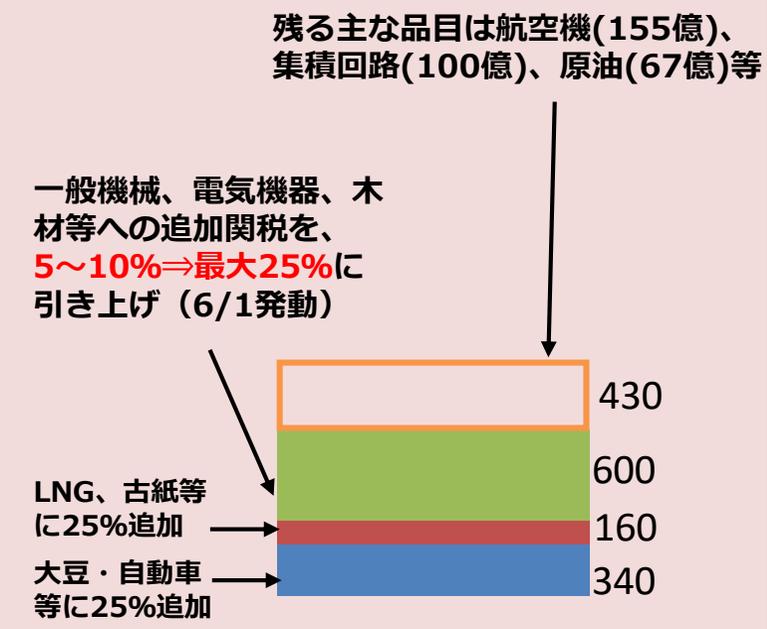
第3弾 (2018/9/24発動)

第2弾 (2018/8/23発動)

第1弾 (2018/7/6発動)



中国 (米国からの輸入約1,530億ドル)



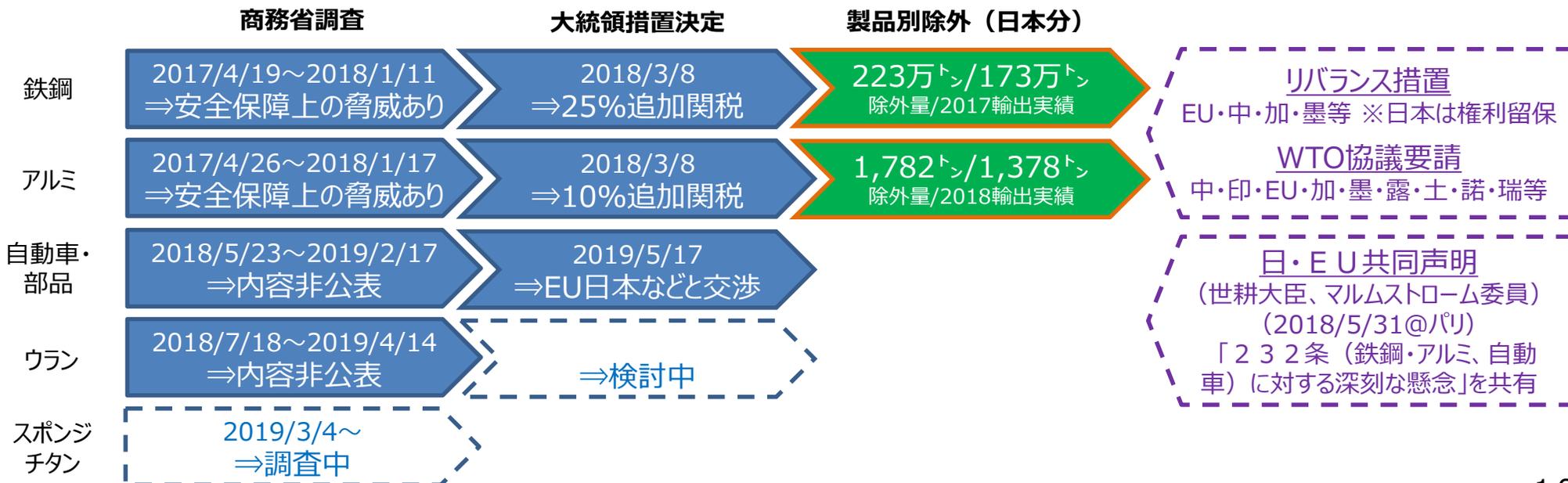
備考：関税額の規模は、米中政府公表に基づく。グラフは2018年の米国貿易統計に基づく概算値。

資料：米国及び中国政府の公表資料等から作成。

1-3. 各国の動向 米国（米通商拡大法232条）

通商拡大法232条（国防条項）：国家安全保障を阻害する恐れのある輸入に関し、商務長官の調査結果を受けて、輸入制限措置（関税引上げ、輸入割当等）を発動する権限を大統領に付与

- 2002年以降は調査が行われていなかったが、トランプ大統領は鉄鋼・アルミにそれぞれ25%・10%の関税を賦課。その後、自動車・部品、ウラン、スポンジチタンについても調査が開始された。
- 鉄鋼・アルミへの追加関税に併せ、国別除外・製品別除外を設定。韓国（鉄鋼）・ブラジル（鉄鋼）・アルゼンチン（鉄鋼・アルミ）が追加関税の代替措置として数量制限を導入。豪州のみ数量制限無しで除外。
- 上院共和党を中心に関税措置への慎重論があり、大統領権限を制約する立法措置に向けた動きもみられる。



1-3. 各国の動向 米国（NAFTA再交渉「米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）」）

1. 交渉経緯

- 11月30日、G20ブエノスアイレス・サミットの際に、トランプ米大統領、トルドー加首相、ペニャ・ニエト墨大統領（当時）による署名式を開催。
- 米国では上下両院の議決を要するため、民主党の賛成が必須。ライトハイザー通商代表が精力的に根回しをしているものの、民主党はUSMCAの労働・環境条項が不十分と主張。再交渉を要求するか否かは、米民主党内でも立場が分かれているが、必要条件とされてきたメキシコの労働改革法案は議会を通過。
- グラスリー上院財政委員長ら共和党議員やメキシコ・カナダ両国は、232条に基づく鉄鋼アルミ関税が撤廃されない限りUSMCAは承認できないとしてきたが、5月17日、米加墨政府は、同関税と報復関税の撤廃に合意。
- 他方、トランプ大統領は、5月30日、メキシコの移民対策が不十分として関税賦課を発表（現状、無期限延期）

2. USMCAの概要

自動車原産地規則

- 関税ゼロの条件として、
 - ①完成車の域内原産地比率を62.5%→75%へ引上げ。
 - ②コア部品（エンジン、トランスミッション等）の原産地比率：75%
 - ③時給16ドル以上の労働者の生産割合：乗用車40%・トラック45%
 - ④鉄・アルミの北米購入率：70%
- 上記に加え、下記の数量を下回る輸入には、米通商拡大法第232条を適用しない旨をサイドレターで確認

	乗用車	ライトトラック	部品
カナダ	260万台 実績：187万台	無制限 実績：2万台	324億ドル (実績：200億ドル※)
メキシコ	260万台 実績：178万台	無制限 実績：92万台	1,080億ドル (実績：615億ドル※)

※実績は2017年値

- 232条措置導入時には、二国間交渉のため発動を60日間猶予。メキシコ、カナダは、WTO提訴や対抗措置の権利を留保。

その他主要論点

● サンセット条項（米国が強く主張していたもの）

USMCAの有効期限を16年間とし、署名後6年後に見直しを行い、見直しに合意するとさらに期限を16年間延長可。

● 投資家対国家の紛争解決手続き（ISDS）

カナダとのISDSを現行NAFTA終了から3年後に廃止。米墨間では存在するが、対象となる違反事由が縮小。

● 紛争解決章

アンチダンピング／相殺関税に係る紛争処理手続きは現行規定を維持。

● 為替条項

通商協定としては初めて為替に関する章を導入。為替介入時の報告、問題発生時の協議や紛争解決手続きを導入。

● 知的財産

バイオ医薬品のデータ保護期間を10年に延長、著作権保護期間を作者の死後70年に延長。

● 非市場経済国とのFTAに係る条項

他の加盟国が行う非市場経済国とのFTA締結に関する合意を新設（カナダ・メキシコの対中FTAを抑制）

1-3. 各国の動向 (米欧貿易交渉)

2018年7月、米欧首脳会談において、自動車を除く工業品に関する関税、非関税障壁、及び補助金の撤廃に向けて取り組むこと等に合意したものの、鉱工業品の貿易に限定するEU側と、農産品関税や幅広いルール分野を含む米国側の隔たりが大きい。

(参考) 米USTRによる米欧貿易交渉目的 (2019年1月11日)

- ・ 農産品を含む関税に加え、サービス、投資、知的財産、国有企業、補助金、競争、労働、環境、腐敗防止、貿易救済、政府調達、中小企業、通貨等が対象。

(参考) EUによる米欧貿易交渉に関する交渉指針 (2019年4月15日採択)

- ・ ①関税分野の協定、②適合性評価手続 (conformity assessment) に係る協定の2本に分割。
- ・ ①関税分野の協定については、工業品に限定し、農産品関税については対象外。付随して、原産地規則、協定履行のための制度的事項、紛争解決手続を規定。米国が232条または301条措置を発動した場合は、交渉を中断すること規定。
- ・ ②適合性評価手続に関する協定については、機械、電機電子製品等の規制への適合について、相手国での手続受入が目的。

トランプ大統領は自動車・部品232条措置をレバレッジに対欧交渉を迫る姿勢



(自動車関税の検討状況について問われ)「まだ具体的な勧告はなく、レビューの最中である。EUが何年にも渡り米国に強く当たっていたことは誰も語ってこなかった。だから我々は欧州と闘うための何かを探している。昨日グーグルに160億ドル課したばかりであるように、欧州は米国企業に請求している。他にも様々なことがある。訴訟も多くある。欧州は中国のように米国に強く当たってきた。金額はそこまででもないが。」

(関税を志向するのか問われ)「何が起きるか見てみよう。彼らがディールを交渉するかどうか見てみよう。もし彼らが公正なディールを交渉すれば、話は違ってくる。」 (3月20日、記者会見にて)

欧州側は232条発動時には直ちに対抗関税を導入する姿勢



「米国が欧州を232条の対象としないことを望んでいる」「(米国が欧州を232条の対象とした場合)対抗措置を下す課税賦課リストを準備している。リストには、自動車、農作物、工業品等すべてを含ませることができる。」(2018年1月14日、ライトハイザー通商代表との会談後)

1 - 3. 各国の動向 EU (EUの対中国戦略)

◆ 欧州委員会は3月12日、対中国戦略に関するコミュニケ「EU-China –A strategic outlook」を発表。

<背景>

- 中国の位置づけが変化中、現実的、果敢かつ多面的対応をすることが必要。
- 中国は協力パートナーであると同時に、交渉相手、技術覇権を巡る競争相手、異なる統治モデルを追求するシステム上のライバルであり、加盟各国や欧州域内のグループ（中東欧諸国による16+1など）単位の対処ではなく、EU全体としてunityが必要。

<目的>

- ① 関心と原則を明確に定義し、グローバルレベルでの共通の関心の実現に向け、中国の関与を深化させる
- ② よりバランスのとれた相互的な経済関係を追求する
- ③ 長期的に繁栄、価値、社会モデルを維持するため、現実の変化に適応し、EUの政策・産業基盤を強化する

<行動>

- ① 国連の3原則（人権、平和と安全、開発）のための中国との協力強化（中国の人権問題にも言及）
- ② 2030年以前のCO2排出ピークアウトを呼びかけ（中国の気候変動への対応を好意的に評価。他方で石炭火力輸出について批判）
- ③ 平和安全分野での中国の関与強化（対イランJCPOAへの中国の立場を評価。南シナ海問題に批判的。情報分野での中国の行動に警戒。）
- ④ EUアジア連結性で唱えた原則を中国とのバイの協定等に強力に適用（中国の第三国への投資が引き起こしている被援助国の経済社会・財政上の問題に言及。EU中国連結性プラットフォームの拡張。）
- ⑤ WTO改革（特に補助金、強制技術移転）や投資協定、GI、航空安全協定を通じた互恵的な貿易投資関係の実現（市場アクセスは相互的になっていない点等を指摘。通商分野での取り組みの重要性を指摘。）
- ⑥ 国際調達規則の早期採択
- ⑦ 外国からの応札に関するガイドラインの発出（公共調達にあたっては、価格のみならず、労働・環境面も考慮すべき）
- ⑧ 国有企業問題への対処（不公正な補助金に対処できていない現状を踏まえ、本年中にEUの現行法上の課題につき分析）
- ⑨ 5G問題への対処するため、EUとしての勧告を準備（その他AI戦略、バッテリー行動計画、研究開発計画にも言及）
- ⑩ 重要技術・インフラへの第三国からの投資への対応

1. 世界秩序の変容

1-1. 世界秩序の揺らぎ

- ① 拡大する財・サービス貿易
- ② 先進国と途上国間の格差縮小
- ③ 世界規模でのデジタル化の進展
- ④ 中国の存在感の高まり（経済成長と産業政策の強化）
- ⑤ WTOの機能不全の危機

1-2. 米中対立の深まり

1-3. 各国の動向

米国・EU

2. 課題解決に向けた通商政策

2-1. 対外通商政策の方向性

2-2. 新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて

- ① G20
- ② 日米欧三極貿易大臣会合
- ③ WTO
- ④ 経済連携協定（CPTPP、日EU EPA、RCEP）

2-3. 二国間関係の強化

- ① 米国
- ② 中国
- ③ ロシア、インド、サウジ、アフリカ、ASEAN

2. 課題解決に向けた通商政策

2-1. 対外通商政策の方向性

- 世界秩序が変容する中、日本が旗振り役となって国際協調を主導し、自由で公正なルールに基づく国際経済枠組みを維持・発展させる。
その際、日米欧三極をはじめとする有志国連携を積極的に活用しつつ、G20やWTOなど国際的な議論に積極的に貢献し、高いレベルのルール形成を主導。新たなルールベースの国際通商システムの構築を目指す。
- 世界規模でのデジタル化の進展を踏まえ、WTOにおける電子商取引に関する国際ルール作りを進める。
- 米中対立の深まりに対しては、いずれの経済とも深く関与する日本として、ルールづくりを通じて「橋渡し」を進めることを目指す。

2-2. 新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて

①G20（茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合）

- 日程・場所：2019年6月8日（土）～9日（日）、於：つくば国際会議場（茨城県つくば市）
- 主催：経済産業省、外務省、総務省
- G20において、初めて貿易大臣とデジタル経済大臣が一堂に会する会合として開催。
- 閣僚声明を採択するとともに、コンセンサスが得られなかった一部の事項についての議長声明を発出。

結果概要

（貿易）

- 貿易摩擦が激化し、世界貿易を取り巻く情勢が極めて厳しくなる中、貿易摩擦の問題に取り組む必要性をG20全体で確認。
- また、三極貿易大臣会合で議論してきた通報制度改革や通常委員会といったWTO改革の具体的内容をG20として初めて位置づけるとともに、WTOの紛争解決制度についての行動の必要性にも合意。
- 加えて、三極貿易大臣会合で議論してきた産業補助金ルール強化の必要性についてG20で初めて言及すると共に、日本がリードしているWTO電子商取引の有志国によるルール作りについて、G20として初めて位置づけ。

（デジタル経済）

- デジタル分野では、「データ・フリーフロー・ウィズ・トラスト」というコンセプトにG20全体で合意。
- データの国際的な流通が経済成長につながること、人々や企業間の信頼がデータの流通を加速すること、信頼につながる各国の法的枠組みは相互に接続可能なものであるべきことを確認。
- さらに、政策や規制そのものをデジタル化し、機動的で柔軟なものとしていく必要があること、またステークホルダーが参加して政策をつくること、すなわちガバナンス・イノベーションが必要であることについて確認。

（貿易担当大臣）



（貿易・デジタル経済 合同セッション）



2-2. ①G20（貿易分野の主な論点について）

（1）WTO改革（含む上級委・紛争解決制度）

WTO改革の必要性を確認するとともに、三極貿易大臣会合で議論を進めてきた通報制度改革や通常委員会改革に加え、ルール形成といったWTO改革の具体的内容を初めて閣僚声明に明記。また、WTOの上級委員会を巡る危機が発生してから初めて、WTOの紛争解決制度についての行動の必要性に合意。

（2）産業補助金ルールの強化

三極貿易大臣会合で議論を進めてきた産業補助金ルールの強化について、多数の国が産業補助金ルール強化が必要との認識であることを、G20として初めて閣僚声明に明記。

（3）WTO電子商取引

日本がリードしているWTO電子商取引の有志国によるルール作りについて、G20として初めて閣僚声明に明記。G20大阪サミットへ向けて、安倍総理が提唱された「大阪トラック」の実現に向けてモメンタムを醸成。

（4）鉄鋼グローバル・フォーラムの存続期間の延長

一部の国の強固な反対もあり、閣僚声明には盛り込めず。他方、併せて発出した議長声明において、大半のメンバーから鉄鋼グローバル・フォーラムのこれまでの取組を評価しつつ、本年末の期限を延長し、引き続き取り組みを進めるべきとの意見が出されたことを明記。

（5）現在の貿易摩擦への対処

貿易摩擦の問題に取り組む必要性をG20全体で確認。また、自由で公平かつ無差別で、透明性があり、予測可能で安定的な貿易環境を実現し、市場を開かれたものとするよう、努力する。

また、貿易摩擦への深刻な懸念と摩擦緩和のための措置がWTO整合的であることの重要性については、一部の国の反対により閣僚声明には盛り込めず。併せて発出した議長声明でその旨を言及。

2-2. ①G20（デジタル分野の主な論点について）

（1）「データ・フリーフロー・ウィズ・トラスト」（DFFT）など

一部途上国が「国内規制の尊重」の記載を主張し、最後まで反対するも、閣僚会合において世耕大臣から積極的に各国大臣に働きかけ、閣僚声明に「DFFT」のコンセプトを盛り込むことについて全20か国が合意、明記。

米中摩擦、米欧相互不信、先進国・途上国対立の「3つの対立」の下、日本主導でデータに関する基本コンセプトがG20で合意できたことは大きな成果。

また、世耕大臣から、WTOにおける電子商取引に関する国際ルール作りを進めるため、G20大阪サミットの機会に「大阪トラック」を開始したい旨発言。また、多くの国が、WTO電子商取引イニシアティブを歓迎し、G20の機会を活用して議論を推進するべく、日本のリーダーシップへの期待を表明。

（2）ガバナンス・イノベーション

各国の規制やガバナンスを、デジタル技術や社会の変化に合わせた、「ガバナンス・イノベーション」が必要であることについて、共通認識を醸成。

（3）人間中心のAI

AIの開発や利活用の促進に向け、G20ではじめて「人間中心」の考えを踏まえたAI原則に合意するとともに、AIにより新たな雇用や産業が創出されるとの考えの下、AI時代の新たな社会モデルの検討の必要性を共有。

（4）デジタル経済におけるサイバーセキュリティ

IoTを含む新技術の急速な拡大に伴い、G20ではじめてデジタル経済におけるセキュリティ全般を対象に、その重要性に合意（昨年まではICTの利用におけるセキュリティに限られていた）。

（5）SDGsと包摂性

国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、デジタル技術の活用が有効であるとの認識を共有するとともに、スマートシティの取組を促進していくこと等に合意。

2-2. 新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて

② 日米欧三極貿易大臣会合

- ◆ 日米欧の三極が、**第三国による市場歪曲的な措置に共同対処**するため、**世耕大臣の呼びかけにより**、2017年12月12日、第11回WTO閣僚会議の機会に第1回会合を開催（ブエノスアイレス）。
- ◆ その後、約1年半の間に6回の会合を開催。
- ◆ **補助金ルール強化、強制技術移転、市場経済の条件、WTO改革、デジタル貿易と電子商取引等**について議論。

第6回三極貿易大臣会合

- 本年5月23日、**第6回会合**を開催（於フランス・パリ）。
- 産業補助金ルール、強制技術移転及び市場志向条件について、議論の進捗を確認。特に**産業補助金ルールについて、各論点で実質的な進展**があり、**WTOにおいて有志国を巻き込んだ議論を進めていくこと**で合意。
- WTO改革に関しては、**通報制度改革の共同提案について可能な限り早期の合意を目指すこと**で一致。WTO電子商取引についても、1月のダボスでの**共同声明を歓迎し、高いレベルの合意を可能な限り多くのWTO加盟国の参加の下で実現することを目指すこと**を確認。
- 加えて、**来月のG20貿易・デジタル経済大臣会合**において、**WTO改革の推進を始めとする各課題に三極で協力して取り組んでいくこと**で一致。

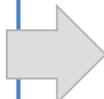


【三極貿易大臣会合 出席者】
日本：世耕経済産業大臣
EU：マルムストローム欧州委員
米国：ライトハイザー通商代表

2-2. 新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて

③WTO（WTO改革）

- ◆ 米国の通商措置（232条・301条）とそれに対する中国等による対抗措置等の応酬が続く中、WTOの機能を強化する、いわゆるWTO改革の議論が国際的な関心を集めている。
- ◆ WTOを改革し、次のような課題を解決することが必要。
 - 164カ国による全会一致の原則により、新たなルールメイキングが困難（途上国vs先進国）
 - 既存ルールを遵守しない国の存在（補助金等の未通報）
 - 紛争解決制度に対する米国の不満（上級委員会問題）



◆ WTO改革として、①より効果的な監視メカニズムの構築、②上級委員会改革を含む紛争解決機能の改善、③ルールメイキング機能の向上、に取り組む

◆ 問題の性質に応じ、論点毎に個別に有志国で取り組む（各論点のパッケージ化による議論の停滞抑止）

【参考】WTO改革に関する動き

- 2018年11月のG20ブエノスアイレス・サミットでは、「WTOの機能を改善するために必要なWTO改革を支持する」ことにコミット。
- 日米欧三極貿易大臣会合でもWTO改革の具体的取組につき累次議論。2019年5月の第6回会合では、特に産業補助金ルールについて各論点で実質的な進展あり。また、通報制度改革の共同提案について早期に合意を目指すこと等に合意し、WTO電子商取引についても、高いレベルの合意を多くのWTO加盟国の参加のもとで実現することを目指すことを確認。
- 2019年6月に世耕大臣が議長を務めたG20つくば貿易・デジタル経済大臣会合においても、WTO改革の必要性を確認、通報制度改革や通常委員会改革、WTO電子商取引の有志国によるルール作りといった具体的内容をG20として初めて位置づけ。WTOの紛争解決制度に関する行動の必要性についても合意。

2-2. 新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて

③WTO（電子商取引有志国会合）

- 2017年12月、日・豪・星が将来のWTOルール作りに向けた議論を行うWTO電子商取引有志国会合を立ち上げ(71の加盟国で共同声明を発出)。
- 2019年1月25日、ダボスで非公式閣僚会合を開催し、可能な限り多くのメンバーとともに高いレベルのルール作りを目指し、交渉開始の意思を確認する共同声明を発出。77の加盟国が署名。ダボスでの共同声明には中国やUAE等が新規に参加。
- 2019年6月8・9日に開催されたG20貿易・デジタル経済大臣会合では、WTOでの電子商取引の有志国によるルール作りについて、G20貿易大臣会合として初めて位置付け、WTOでの議論を進展させていく意思が表明された。

ダボス共同声明概要（2019年1月25日）

- 有志国会合立ち上げ以降のWTOにおける交渉に向けた議論の進展を歓迎。
- 電子商取引の貿易関連の側面に関するWTOにおける交渉を開始する意思を確認。
- 可能な限り多くのWTO加盟国の参加を得て、WTOにおける既存の協定及び枠組みを基礎とする高い水準の成果を達成することを目指す。
- 途上国及び後発開発途上国を含む加盟国並びに零細・中小企業が直面する特有の機会及び課題を認識し考慮する。

G20貿易・デジタル経済大臣会合 閣僚声明（2019年6月9日）

- 我々は、電子商取引に関する共同声明イニシアティブに基づき進行中の議論に留意する。
- WTOでのそれぞれの共同声明イニシアティブの参加加盟国は、現在進行中の議論を歓迎し、進展を得ることにコミットすることを確認する。

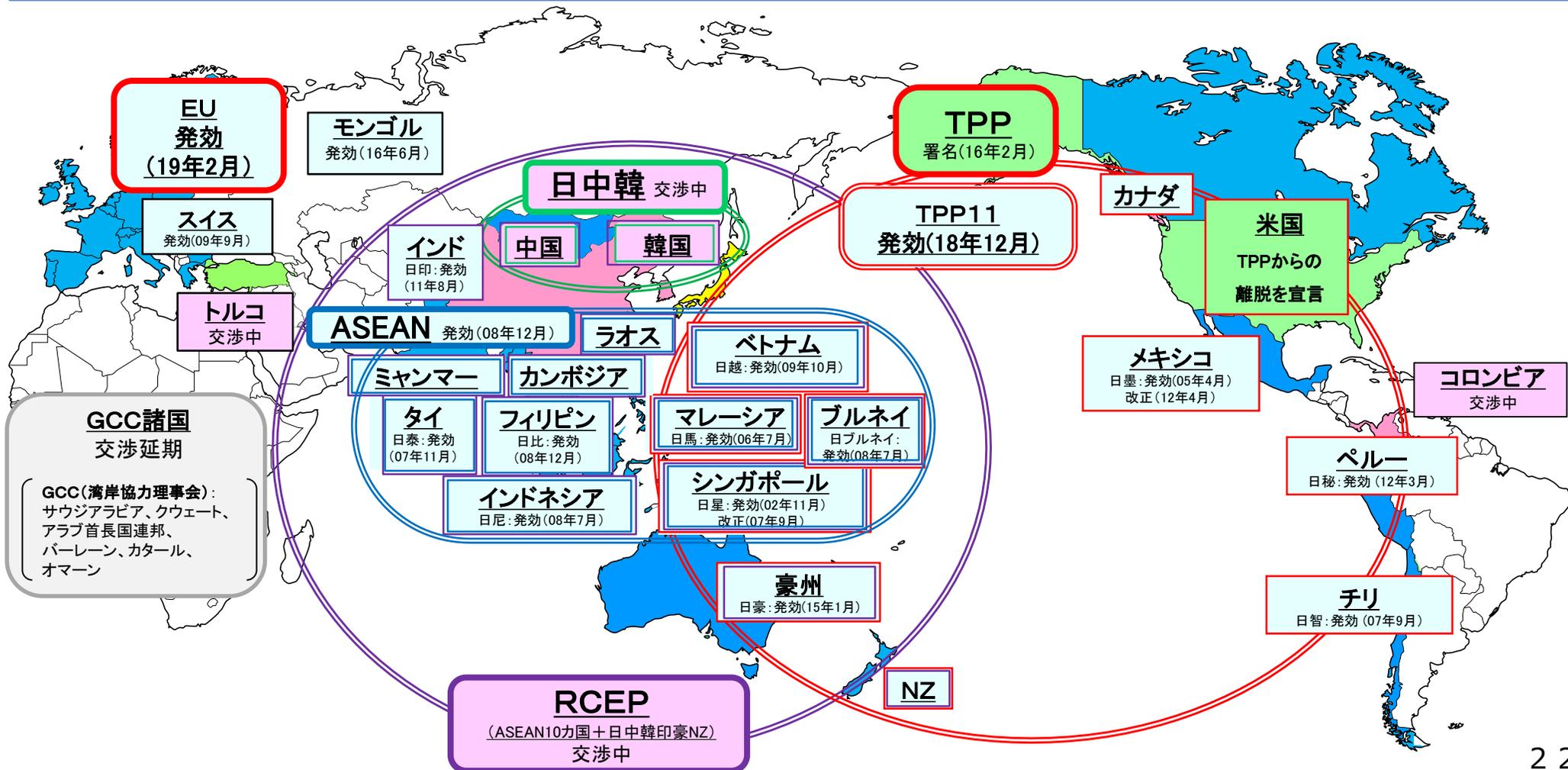


(左から) イスワラン大臣（星）、パーミンガム大臣（豪）、世耕大臣
2019年1月25日 於・ダボス

2-2. 新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて

④ 経済連携協定（日本の経済連携の推進状況）

- 2019年6月時点での我が国の発効したFTAのカバー率※は51.6%。（米国15%を含む）政府目標は70%。
（参考：韓国…67.9%、中国…38.7%、米国…47.5%、EU…33.0%（域内貿易含まず））
※全貿易額に占めるEPA署名・発効済国との貿易額の割合。
- 現在、我が国は21か国・地域との間で18の経済連携協定を署名・発効済。



2-2. 新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて

④ 経済連携協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP））

- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、（略称：CPTPP、TPP11）は、2016年2月に署名された「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定」について、**離脱を表明した米国以外の国（※）の間**で、一部条文を除く同協定の内容を実現するための協定。

※日本、豪州、カナダ、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコの11カ国。

- 人口約5億人、GDP約10兆ドル(世界の約13%)、貿易総額約5兆ドル(世界の約15%)という巨大な1つの経済圏を創出する。
- 参加国間で、**物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに**、幅広い分野で**新たなルールを構築**。
- 2018年12月30日 **T P P 1 1 発効**（墨・日・星・NZ・加・豪の6カ国）

関税

- ◆ 工業製品について、10か国全体で99.9%の関税撤廃を実現
(品目数及び貿易額ベース)

模倣品・海賊版対策の強化

- ◆ 模倣品・海賊版の水際の職権差止め権限の各国当局への付与
- ◆ 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など

投資・サービスの自由化

- ◆ コンビニ等小売業や劇場・ライブハウス等のクールジャパン関連、旅行代理店等の観光関連などの外資規制の緩和
- ◆ 進出企業に対する技術移転要求やロイヤリティ規制等の禁止
- ◆ 「国」対「投資家」の紛争解決手続（ISDS）の導入（※ただし、「投資契約」と「投資許可」については凍結）

電子商取引に関する規定の導入

- ◆ 国境を越える情報の移転の自由の確保
- ◆ サーバー等のコンピュータ関連設備の現地化(自国内設置)要求の禁止
- ◆ ソース・コード開示要求の禁止
- ◆ デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止

2 - 2. 新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて

④ 経済連携協定（日EU・EPA）

日EU・EPAの意義

- EUは我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった**基本的価値を共有する重要なグローバルパートナー**。戦略的パートナーシップ協定（SPA）と共に、日EU関係の重要な基盤となり、両者の**戦略的関係を更に強化するもの**。
- 世界のGDPの約3割、世界貿易の約4割を占める**世界で最大級規模の自由な先進経済圏が誕生**。
- 2013年3月に交渉が開始され、2017年7月に大枠合意。同年12月に交渉妥結、2018年7月に東京にて署名式が行われた。**2019年2月に発効**。

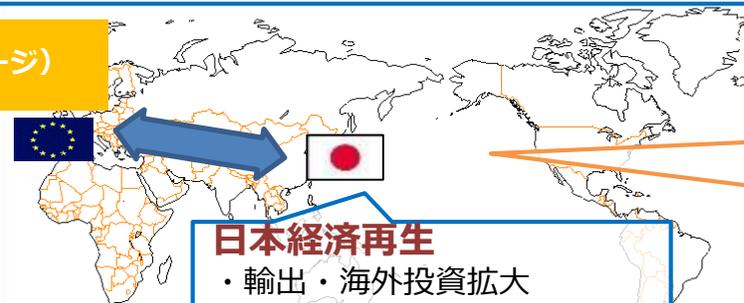
分野別の概要

1. **関税** EU側の関税撤廃率は99%、日本側は94%。（品目別ベース）
2. **サービス** 原則全てのサービス分野を自由化の対象とし、規則の根拠となる措置や分野を列挙（ネガティブ・リスト方式）
3. **電子商取引** 日EU間における電子的な送信に対する関税賦課の禁止、ソースコード開示要求の禁止等を規定（データの自由な流通とサーバー設置要求の禁止は、発効後に見直し）
4. **投資** 投資自由化についての内国民待遇や最恵国待遇のほか、投資家に対する特定の措置の履行要求の禁止を明記
投資保護と国家の紛争解決については、協議を継続
5. **その他ルール** 貿易円滑化、国有企業、補助金、知財についても、先進的なルールを規定

日EU・EPAのもたらす効果（イメージ）

EUとの関係強化

- ・日EU間の貿易・投資拡大
- ・直接投資を通じた雇用創出
- ・規制協力の推進



日本経済再生

- ・輸出・海外投資拡大
- ・対日直接投資増加
- ・日本企業のグローバル化
- ・訪日外国人の増加

国際場裡におけるメリット

- ・自由貿易の推進
- ・新たな国際ルール作りへの積極的関与
- ・他国に劣後しない競争条件の確保

2 - 2. 新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて

④ 経済連携協定（RCEP（東アジア地域包括的経済連携））

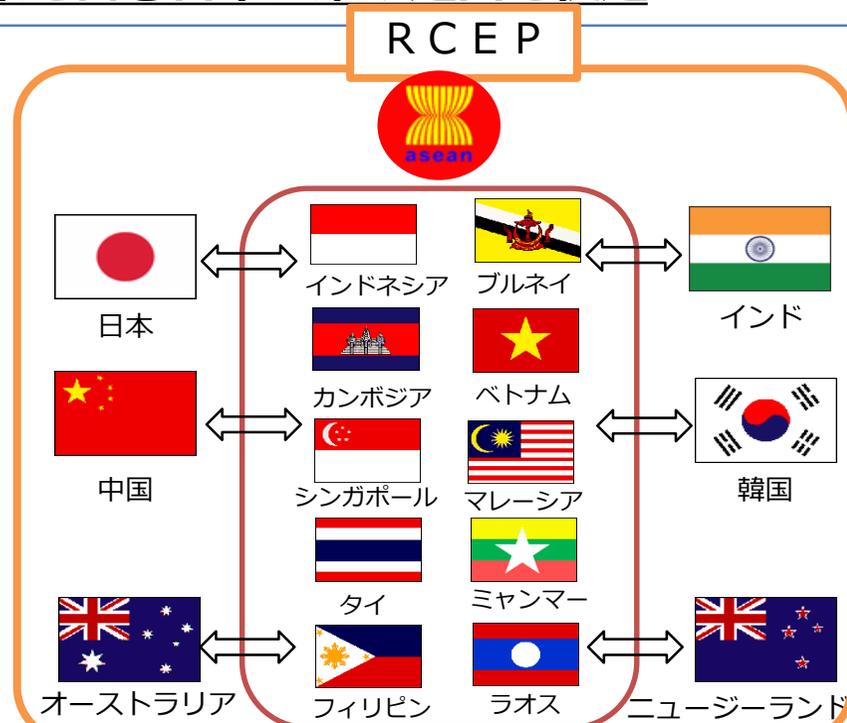
概要・意義

Regional Comprehensive Economic Partnership

- RCEPは、ASEANとF T Aを既に締結しているパートナー（AFP：日中韓印豪NZ）間の経済連携協定。**交渉参加16か国で世界の人口5割、貿易額3割、国内総生産（GDP）3割を占める広域経済圏を創設**するもの。
- 域内では共通のルールで手続きができるユーザーフレンドリーな協定を実現すべく、物品、サービス、投資に係る**市場アクセス**だけでなく、電子商取引、知的財産権等の**ルール分野**についても交渉中。
- 東アジア地域において、自由な経済活動やサプライチェーンの効率的な形成に寄与するようなルール構築・拡大を促進し、RCEP域内の成長市場への**中小企業を含む日本企業の進出を促進**。

交渉の経緯

- 2012年11月 交渉立上げを宣言
2013年 5月 第1回交渉会合（於：ブルネイ）
2018年 7月 RCEP閣僚会合（於：東京）
- 8月末のシンガポール閣僚会合で、本年末の成果パッケージを想定して集中的に議論することに合意。
- 2018年 11月 RCEP閣僚会合・首脳会議（於：シンガポール）
- 2018年におけるRCEP交渉の「実質的な進展（Substantial Conclusion）」を歓迎し、RCEPを2019年に妥結する決意を表明。
- 2019年 3月 RCEP閣僚会合（於：カンボジア）
- 市場アクセス及びルール分野の交渉の進捗を確認した上で、今後の交渉の進め方を議論。各国は、年内妥結の決意を改めて表明。



これまではASEANプラス1のEPA/FTAのみでコマ切れの状況
⇒RCEPで広域的な大経済圏を形成

2 - 2. 新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて

④経済連携協定（RCEPカンボジア閣僚会合の結果概要（2019年3月2日））

- 3月2日にカンボジアでRCEP閣僚会合が開催され、世耕経済産業大臣が出席。
- 今年最初の閣僚会合であり、市場アクセス及びルール分野の交渉の進捗を確認した上で、今後の交渉の進め方を議論。各国は、昨年11月の共同首脳声明に盛り込まれた年内妥結の決意を改めて表明。
- 共同首脳声明において「妥結は手の届くところまできている」とされた市場アクセス（物品、サービス、投資）については、現状評価を共有し、懸隔のある二国間交渉を加速することで一致。
- ルール分野では、テキスト交渉の進捗を評価した上で、交渉加速の必要性や重要論点の政治的解決の必要性につき認識を共有。
- 今後は、技術的な議論の加速が必要な分野については、追加の作業部会の開催を予定。政治判断が必要な論点をどのタイミングで判断すべきか等について議論し、次回の閣僚会合は8月に開催することとなった。

2-3. 二国間関係の強化

①米国（日米貿易交渉に関する閣僚会合・首脳会談（2019年4月25日、26日））

1. 会合概要

(1) 日時・場所：

平成31年4月

25日午後：閣僚会合 26日午後：首脳会談 於：ワシントンDC

(2) 出席者：

閣僚会合：茂木大臣、ライトハイザー通商代表他

首脳会談：安倍総理、トランプ大統領、茂木大臣、ライトハイザー通商代表他



2. 結果概要

- (1) 日米首脳会談を前に、25日、茂木大臣とライトハイザー通商代表が協議を行い、先週行われた日米貿易に関する2日間の協議内容の確認とともに、両首脳が求める、日米Win-Winとなる良い成果を、いかに早期に実現するか、という観点から率直な議論が行われた。
- (2) 26日の日米首脳会談においては、安倍総理より日系企業の対米投資の拡大、米国からのエネルギー等の購入拡大についてのアップデートした説明の後、日米双方にとって利益となる方策が日米経済関係ひいては世界経済の発展につながる旨述べた。
- (3) その上で、日米貿易交渉では、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で、昨年9月の日米共同声明に沿って、物品貿易について議論が進んでいることを両首脳が歓迎した。
- (4) また、安倍総理は、デジタル貿易（Eコマース）の取扱いについても、この分野を日米が主導するべく前向きな議論が行われることを期待していると述べた。
- (5) こうした考えを踏まえ、両首脳は、茂木大臣及びライトハイザー通商代表に対し、日米貿易交渉での早期の成果達成に向けて、今後も日米の信頼関係に基づき議論をさらに加速させることで一致した。

内閣官房TPP等政府対策本部プレスリリースより

2-3. 二国間関係の強化 ①米国（日米首脳会談（2019年5月27日））

<共同記者会見での安倍総理発言>

トランプ大統領が就任して以来、日本企業は、米国への240億ドルの新たな投資を決定し、これにより4万5000人の新しい雇用を生み出すこととなります。大統領が実施した大胆な税制改革によって、自動車やエネルギー関係の日本企業が、オハイオやペンシルバニア、ミシガン、アラバマやケンタッキーといった州に新たな投資を決定しました。世界で最も米国の経済に貢献しているのが日本企業であります。前回の首脳会談からたった1か月の間に日本企業による対米投資は10億ドルも増加しました。旺盛な投資意欲の下、日本企業は対米投資を次々と決定しています。日米経済関係はウィン・ウィンの形で大きく発展しつつあります。昨年9月の共同声明に沿って、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で議論が進められていることを歓迎します。

本日の会談では、トランプ大統領との間で、日米ウィン・ウィンとなる形の早期成果達成に向けて、日米の信頼関係に基づき、議論を更に加速させることで一致しました。来月のG20大阪サミットの際に、トランプ大統領を大阪でお迎えできることを大変楽しみにしています。G20サミットの成功のため、日米協力は不可欠です。引き続きトランプ大統領と緊密に連携してまいります。



2-3. 二国間関係の強化 ②中国（第5回日中ハイレベル経済対話）

- 「日中ハイレベル経済対話」では、日中両国の経済閣僚が一堂に会し、経済、貿易・投資、エネルギー・環境などの問題について議論。
- ①マクロ経済政策等、②二国間経済協力及び交流、③日中ハイレベル経済対話の下での重要な協力（日中第三国市場協力や日中イノベーション協力対話）、④地域・世界経済及び地球規模課題への対応等について幅広く意見交換を実施。
- さらに、双方の都合のつく適当な時期に第6回会合を日本で開催することで一致。

【開催概要】

(1) 日 程： 2019年4月14日

(2) 場 所： 北京（釣魚台芳華苑）

(3) 出席者：

（日本側）河野外務大臣（日本側議長）、吉川農水大臣、世耕経産大臣、石井国交大臣、原田環境大臣、片山内閣府特命担当大臣（地方創生）、田中内閣府副大臣（金融、経済財政政策）、伊佐財務大臣政務官、和泉総理補佐官 他

（中国側）王毅（おう・き）国務委員兼外交部長（中国側議長）、鍾山（しょう・ざん）商務部長、苗圩（びょう・う）工業信息化部長、李幹傑（り・かんけつ）生態環境部長、韓長賦（かん・ちょうふ）農業農村部長、張勇（ちょう・ゆう）発展改革委員会副主任 他



【結果概要】

- ①マクロ経済政策等、②二国間経済協力及び交流、③日中ハイレベル経済対話の下での重要な協力（日中第三国市場協力や日中イノベーション協力対話）、④地域・世界経済及び地球規模課題への対応等について議論（経産省関係）
- 国際ルール・慣行に則った貿易・投資の推進、ビジネス環境改善の重要性（特に日本側から強制技術移転、知的財産権保護、データの取扱い、産業補助金等に関する問題意識を伝達）、省エネ・環境分野での協力強化について議論。
- 第三国市場協力について、国際スタンダードに合致し、第三国の利益となる企業間協力の具体化の推進について議論。イノベーション協力について、マーケット創造につながる標準の整備や環境整備として知的財産分野での具体的な進展や課題等に関する議論の継続等について議論。
- G20、RCEP、WTO改革に関する連携、過剰生産能力問題の解決の重要性等について議論。

2-3. 二国間関係の強化 ②中国（第1回日中イノベーション協力対話（2019年4月2日））

- 2017年10月の安倍総理大臣訪中において、日中両首脳間で、イノベーション及び知的財産分野に関する新たな日中間の対話を創設することで一致し、河野外務大臣、世耕経済産業大臣、何立峰（か・りつほう）国家発展改革委員会主任、鍾山（しょう・ざん）商務部長が「日中イノベーション協力対話」の立ち上げに関する覚書に署名。
- 本覚書に基づき、2019年4月、北京にて第1回日中イノベーション協力対話を開催。日本側代表は山崎外務審議官及び寺澤経済審議官、中国側代表は国家発展改革委及び商務部の次官級が務めた。

【開催概要】

(1) 日 程： 2019年4月2日（火）

(2) 場 所： 北京

(3) 出席者：

（日本側）：山崎外務審議官、寺澤経済産業審議官、赤石内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）、松尾文部科学省科学技術・学術政策局局長他

（中国側）：林念修（りん・ねんしゅう）国家発展改革委員会副主任、銭克明（せん・こくめい）商務部副部長、蔡嘉寧（さい・かねい）科学技術部国際合作司副司長、範書建（はん・しょけん）工業和信息化部科技司副司長、李楠（り・なん）教育部科技司副司長他

(4) 内 容：

以下のような内容について議論

- ①両国のイノベーション政策の紹介とともに、マーケット創造につながる標準の整備（電気自動車の次期充電規格の統一、水素に関する標準や規制のハーモナイゼーション等）、ベンチャー等の企業間交流、G20に向けたスマートシティ協力（スマートシティ間の相互運用性等）に関して意見交換
- ②日中双方で、イノベーション協力の環境整備として知的財産分野における取組が重要であるとの認識を共有し、両国の知的財産分野の政策の紹介とともに、営業秘密の保護、強制的技術移転の懸念排除（中国技術輸出入条例（TIER）や外商投資法を巡る最近の動向等）、海賊版対策などの課題について意見交換
- ③既存の枠組みを通じた大学・研究機関間の交流・協力につき意見交換

2-3. 二国間関係の強化 ③ロシア、インド、サウジ、アフリカ、ASEAN

【ロシア】

8項目の「協カプラン」

(1) 健康寿命の伸長、(2) 快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、(3) 中小企業交流・協力の抜本的拡大、(4) エネルギー、(5) ロシアの産業多様化・生産性向上、(6) 極東の産業振興・輸出基地化、(7) 先端技術協力、(8) 人的交流の抜本的拡大。

本年1月、安倍総理がロシアを訪問し、昨年9月の首脳会談以降、新たな民間文書を約30件署名し、170件超のプロジェクトが生み出された旨説明。両首脳は、日露経済関係の協力進展を歓迎するとともに、肯定的な流れを加速させることで一致。今月末にも首脳会談を行う予定。

【サウジアラビア】

日・サウジ・ビジョン2030

両国は、2017年3月のサルマン国王の訪日時に合意した「日・サウジ・ビジョン2030」を新たな戦略的パートナーシップの羅針盤として、一層の協力を加速化。「多様性」、「革新性」、「ソフトな価値」の3本の柱の下、9の協力分野で61の協カプロジェクトを推進中。

今年6月17日、第3回「日・サウジ・ビジョン2030」閣僚会合を開催。2017年以降、プロジェクトの数が31から61件に増加したこと、1,000社以上の日本企業を支援したことを世耕大臣から報告し、2017年以降のプロジェクトの進捗をまとめた成果文書「日・サウジ・ビジョン2030 2.0」に日サの大
臣が署名を行った。

【アフリカ】

本年8月にTICAD7（第7回アフリカ開発会議）が横浜で開催され、アフリカ各国首脳・閣僚・ビジネスマンが多数来日予定。アフリカ各国政府との経済関係強化とともに、JETRO主催のビジネスフォーラム、企業展示会、スタートアップのピッチイベント等を通じて、日本企業のアフリカビジネスを後押し。なお、TICADに先立ち、我が国の官民でアフリカビジネスを恒常的に議論し、支援策の共有・アップデートを行う「アフリカビジネス協議会」を新たに設立。6月6日に第1回本会議を実施し、世耕大臣が共同議長として参加。

【インド】

昨年10月、日印首脳会談を実施し、安倍総理とモディ首相で日印関係の進展を歓迎。二国間関係をさらに発展させ、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて一層の協働を確認。経済産業省案件の主な成果は以下の通り。

- (1) デジタル分野における幅広い協力を推進する「日印デジタル・パートナーシップ」の立ち上げを歓迎。
- (2) インドにおけるスタートアップ企業に投資するためのファンド創設を奨励・支援することに合意。
- (3) 「日印投資促進ロードマップ」の下での日本工業団地（JITs）開発進展を歓迎。
- (4) 「日本式ものづくり学校」の新規開校を歓迎。
- (5) 日印特許審査ハイウェイの2019年度第一四半期開始を合意。
- (6) アフリカを含むインド太平洋地域における日印ビジネス交流を更に促進する「アジア・アフリカ地域における日印ビジネス協カプラットフォーム」の設立に向けた議論を歓迎。
- (7) 日印エネルギー協カ転換プランの合意を歓迎。

【ASEAN】

第四次産業革命イニシアティブ

昨年9月に世耕大臣がシンガポールで開催された日ASEAN経済大臣会合に参加し、デジタル経済と第四次産業革命の到来に対応し、日ASEAN両方の発展の好機とする「第四次産業革命イニシアティブ」を提案。デジタル経済に対応した「産業の高度化」、中小企業をはじめとする「幅広い主体への裨益」、新たな時代に対応した「ルールの導入・実施の促進」という3つの柱に基づいて、より強固に日ASEAN協力を推進。

昨年11月に安倍総理がシンガポールで開催された日ASEAN首脳会議に参加し、次の5年を見据え、AI等のデジタル分野を含め、新たに8万人規模の人材を育成する「産業人材育成協カイニシアティブ2.0」を提案。また、アセアンスマートシティネットワーク（ASCN）の実現への協力を表明。

3. 成長海外市場の取り込み

3-1. インフラ輸出の推進

3-2. 第三国市場協力・ルールメイキング

3-3. 新興国市場の開拓（インド・アフリカ）

3-4. 中堅・中小企業の海外展開、農産品輸出支援

4. 内なる国際化

4-1. 高度外国人材の活用・対日直接投資の促進

5. 機微技術管理をめぐる動き

5-1. 諸外国の動き

5-2. 日本の対応

(1) インフラ輸出拡大に向けた経済産業省の重点施策

- 2018年6月3日、第43回経協インフラ戦略会議において、「インフラシステム輸出戦略」を改訂。
- インフラ輸出の拡大に向けて、①経営等への参画推進、②再エネ等の成長分野・市場への参入促進、③第三国連携の強化等を軸に支援施策を拡充。

1. 経営等への参画推進

- 機器の売り切りではなく、ユーティリティ企業等の多様な主体によるプロジェクトへの参入が、競争力強化の鍵。
- メンテナンス主体の案件に対し円借款・海外投融資の積極的な活用を促進。
【O&M(オペレーション&メンテナンス)向けの円借款・海外投融資の制度改革を実施】

2. 再エネ等の成長分野・市場への参入促進

- 機関投資家資金の質の高いインフラへの活用を促進。
【インフラファンド・プロジェクトボンドにかかる貿易保険の創設】
- 再エネプロジェクトに民間資金導入を促進。
【環境イノベーション保険の新設】
- 今後、人口増加による成長が期待されるアフリカ市場獲得を促進。
【国際金融機関と連携したアフリカ向け保険スキームの創設】

3. 第三国連携の強化・ルールメイキング

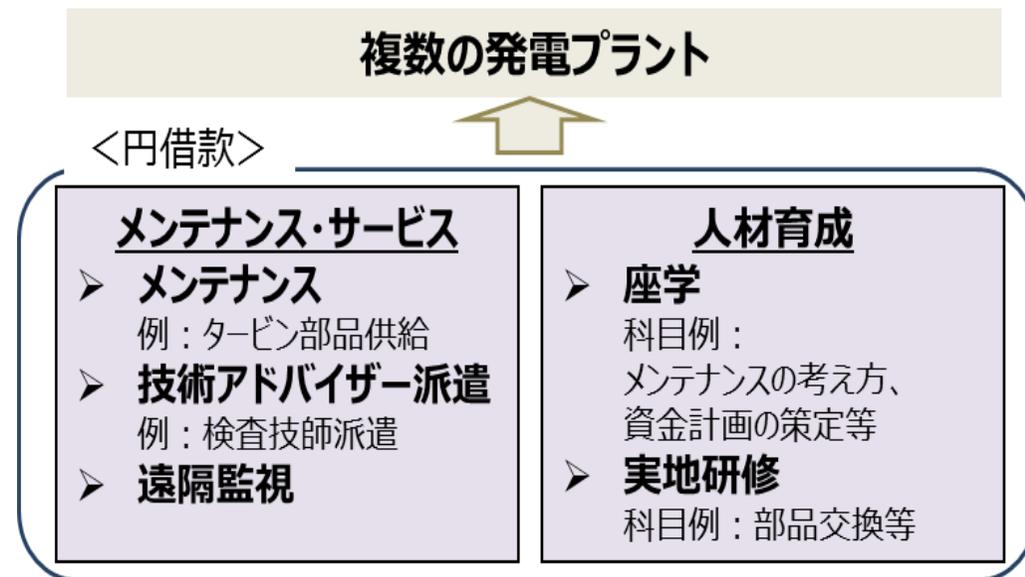
- 米、中、豪、インド、欧州等との連携を通じた第三国市場における連携
- APEC、G20における質の高いインフラの推進するルールメイキング

(2) O & Mビジネスへの参画後押し

- 従来、円借款等で設けられた施設では、途上国の**O&Mに必要な人材の不足、運転開始直後の資金の不足**等により、施設の継続的な運営・維持が困難となるケースあり。
- そこで、**O & Mのサービス提供に加え人材育成等の自立化支援策をパッケージとして構築し、円借款・海外投融資の対象**とする。（今次「インフラシステム輸出戦略」改訂に併せて実施）

O&Mプロジェクトに係る公的金融支援の要望 － 電力案件の例－

- ✓ A国で**本邦企業は複数の発電プラントを納入**。
- ✓ A国電力公社は、**自国予算や自社人材のみでは維持管理が不十分**であり、当該本邦企業に対応策を相談。
- ✓ 本邦企業は、当該プラントに係る**保守・点検や人材育成を含む長期サービス案件に係る円借款活用を希望**。



(3) 民間資金の導入促進① (機関投資家の資金の活用)

- 途上国等の膨大なインフラ需要は、公的資金のみで埋めることは困難※。豊富な資金力をもつ機関投資家の資金を、質の高いインフラ輸出の拡大に円滑につなげる仕組みが必要。
- そこで、NEXIが、機関投資家の資金を活用したインフラファンド及びプロジェクトボンドに対し、貿易保険の適用を拡げ、機関投資家が安心して投資できるスキームを年内にも創設。
- 6月7日、世耕大臣立会いの下、国内外の大手金融機関13行とNEXIが覚書を締結。

※インフラ整備の資金ギャップは、ADBによれば、アジアだけでも年間0.8兆ドル（90兆円超）存在。

「機関投資家の資金活用のためのインフラ投資スキームの構築」

(インフラシステム輸出戦略)

◆6/7 インフラ輸出への機関投資家資金の活用促進に向けたNEXIと金融機関の協力覚書署名式

13の市中銀行（邦銀3行、外銀10行）

日：三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行

米：シティバンク、ゴールドマンサックス証券

英：スタンダードチャータード銀行、HSBC

仏：BNPパリバ、ソシエテジェネラル、クレディアグリコル

蘭：ING

独：ドイツE

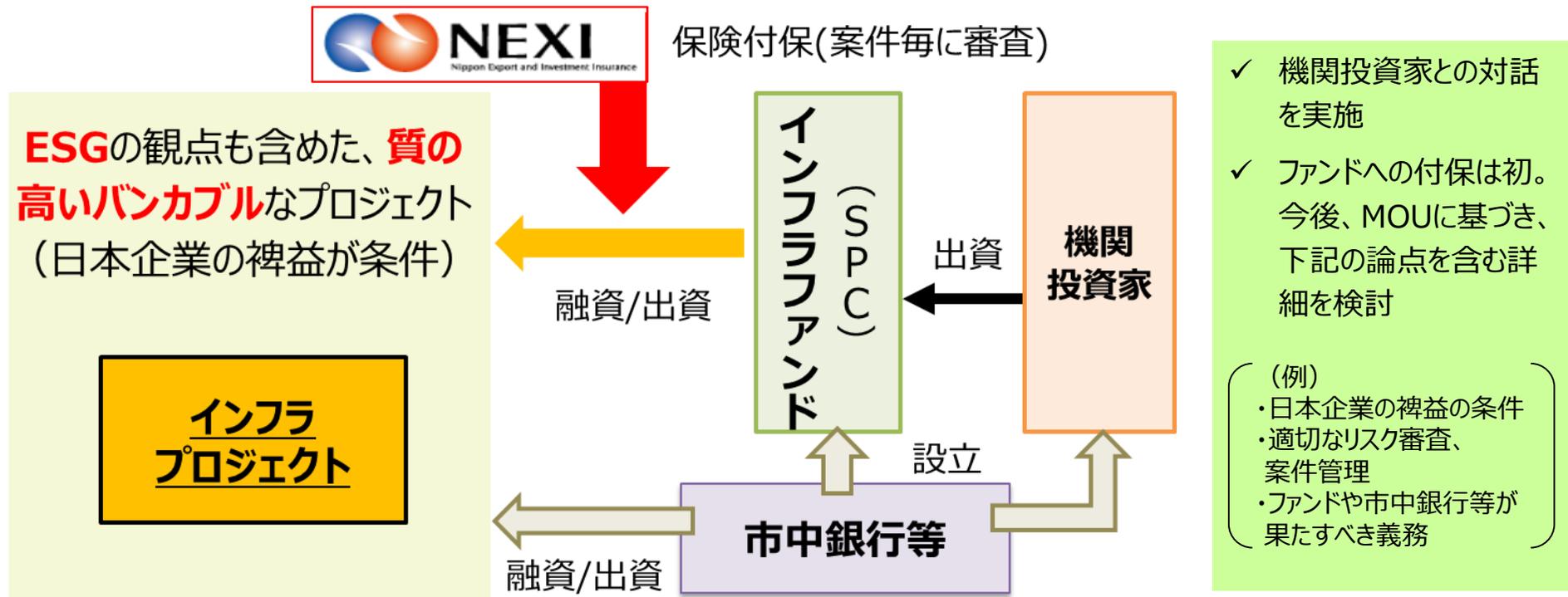
豪：ANZ



(3) 民間資金の導入促進②～インフラファンド向け保険スキームの創設～

- インフラに関し、リスク審査・案件管理の体制が未整備の機関投資家は、直接の関与が困難。こうした中、ファンドを介して投資を行う動きが出ており、更なる資金の呼び込みには、機関投資家が安心して投資できるスキームが必要。
- **機関投資家の資金を預かるインフラファンド向けの保険スキームをNEXIが新設。**
- 体制・ノウハウを有する市中銀行が、案件審査・管理及び貿易保険に必要な関連手続きを行うことで、**ファンドや機関投資家等の負担を軽減。**

NEXIと市中銀行の提携による機関投資家が参加しやすいインフラ投資スキーム（インフラファンド）



(4) 環境分野のインフラ輸出促進 ～「環境イノベーション保険」の創設～

- 洋上風力などの再エネ案件、水素・CCUS等新技術分野のプロジェクトへの民間資金導入拡大が必要。
- このため、環境関連の新技術を活用したプロジェクトを対象に、通常よりも付保率を引き上げる「**環境イノベーション保険**」を7月を目途にNEXIに創設。
- 併せて、**洋上風力発電の官民推進体制を構築**。

「環境イノベーション保険」の創設



<対象プロジェクトの例>

① 再生可能エネルギー関連

- ・ 洋上風力、可変速揚水発電、太陽光、地熱、バイオマス



② 省エネルギー関連

- ・ スマートグリッド
- ・ ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

③ その他環境関連の新技術

- ・ 炭素回収・利用・貯留技術 (CCUS・カーボンリサイクル)
- ・ 水素・燃料電池関連技術
- ・ 系統安定化技術 (蓄電) 等

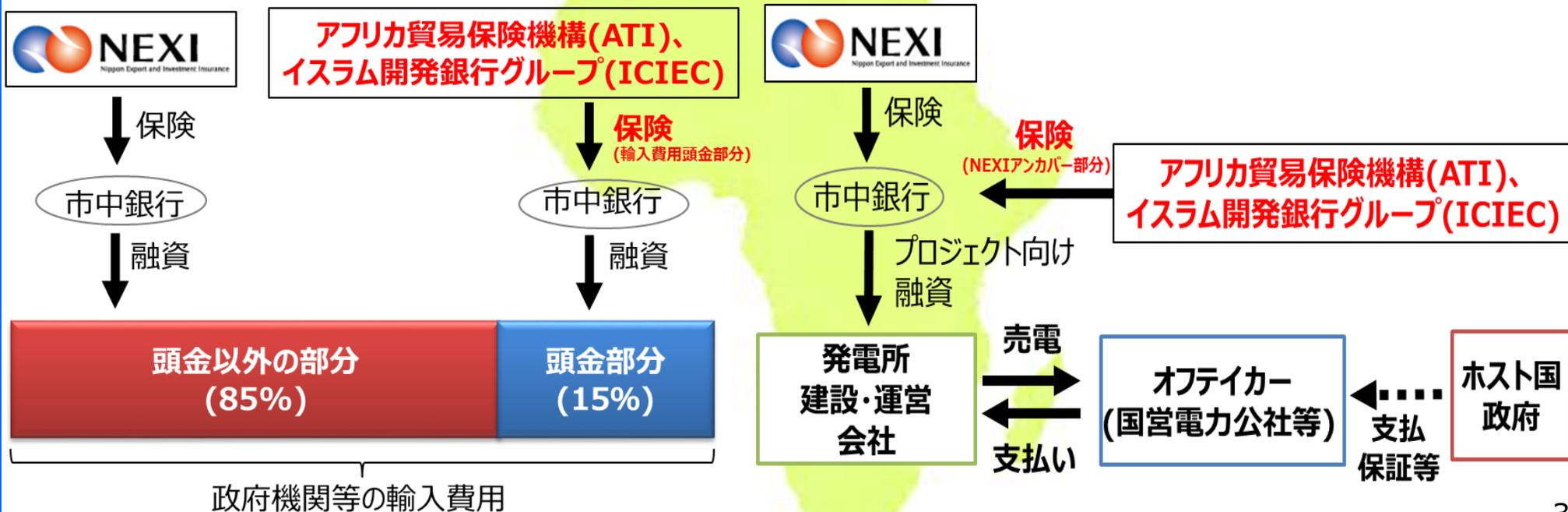
(5) 新興国のインフラ需要の獲得 ～アフリカ市場への参入促進～

- アフリカ市場への参画を目指す企業を支援するため、**アフリカ案件のリスクを熟知する現地の国際金融機関**（アフリカ貿易保険機構:ATI、イスラム開発銀行グループ:ICIEC）と**NEXIが協調**し、機械等の**輸入費用**や**プロジェクト融資**に対して**100%をカバー**できる**新スキーム**の構築を検討。
- 8月に横浜で開催される第7回アフリカ開発会議（TICAD7）において、NEXIと国際金融機関との間で、**協力覚書を締結予定**。

国際金融機関と連携したリスク軽減スキーム

(1) 輸入費用を100%カバーするスキーム

(2) プロジェクト向け融資を100%カバーするスキーム



3. 成長海外市場の取り込み

3-1. インフラ輸出の推進

3-2. 第三国市場協力・ルールメイキング

3-3. 新興国市場の開拓（インド・アフリカ）

3-4. 中堅・中小企業の海外展開、農産品輸出支援

4. 内なる国際化

4-1. 高度外国人材の活用・対日直接投資の促進

5. 機微技術管理をめぐる動き

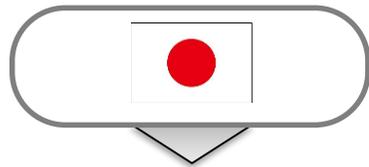
5-1. 諸外国の動き

5-2. 日本の対応

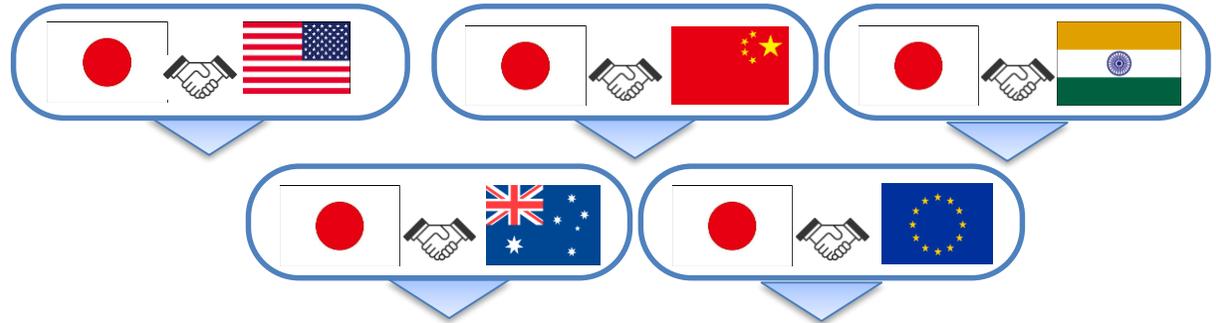
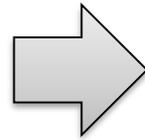
(1) 第三国連携 ～ 新しいビジネスモデル

- 日本企業が新たな市場への活路を開くには、「自前主義」の限界を超え、**外国企業との連携によって**強みを補完する、新たなビジネスの形が必要。

オールジャパン



海外市場【インフラ等】



海外（第三国）市場【インフラ等】

第三国連携による競争力の向上

※第39回経協インフラ戦略会議（2018年10月）資料より抜粋

■コスト競争力の強化

- ✓ 競争が激化するなか、日本企業のみでは特にコスト面で限界。
- ✓ 日本企業の技術力を活かしつつ、他国企業の価格競争力による戦略的補完を行うことで、シナジー効果の発揮を目指す必要。

■ビジネス機会の拡大

- ✓ 日本企業のみでは事業リスクを取れないプロジェクトや、他国企業のプロジェクトにサプライヤーとして参画する等により、ビジネス機会を拡大。
- ✓ 日本企業にない知見・ノウハウの補完によるビジネス機会の拡大。

■政治・外交リスクの低減

- ✓ 進出先国の政治・制度の変更リスクを低減させるためには、当該国との緊密さが大きく影響。
- ✓ したがって、治安対策に対する状況なども含めた進出先国の地域情報に長けたパートナー国・企業との連携が効果的。

加えて、相手国との外交・通商関係の強化にも貢献。

(2) 第三国連携に関する政府間の取り組み① (日米・日中)

- 日本企業の第三国連携を促進する観点から、政府としても、日米、日中をはじめ、各国と協力を推進。



日米第三国協力

- 2018年11月 日米共同声明で自由で開かれたインド太平洋を強化する共通の目的を確認。また、2019年5月の日米首脳会談においても、協力の着実な進展を歓迎。
- 国際スタンダードを促進し、日米企業の連携を後押しするために、APECガイドブックなどのルール作り、新興国へのキャピタル及びファイナンス等に関して日米協力を進めており、日米企業が協力して実施するジャワ1プロジェクト等のプロジェクトが実現。



日中第三国協力

- 2018年5月、首脳間で第三国民間経済協力について、委員会・フォーラムの設置で一致。
- 2018年10月、「第一回日中第三国市場協力フォーラム」開催。
- 安倍総理・李克強総理が参加。両国は、日中企業間で国際スタンダードに合致し、第三国の利益となるプロジェクトが形成されていよう、政府としても後押しをしていくことで一致。
- 日中の財界トップを含め、約1,500名の参加。フォーラムにあわせて、日中の政府関係機関・企業・経済団体の間で52件の協力覚書を締結（インフラのほか、物流、IT、ヘルスケア、金融等の幅広い分野）。



(3) 第三国連携に関する政府間の取り組み② (豪、印、欧)



日豪第三国協力

- 2018年11月16日の日豪首脳会談で「インド太平洋地域の第三国協力強化」を表明。
- 11月17日、インド太平洋における連結性強化のためのインフラ投資の促進を主要内容とする、「日米豪政府の『インド太平洋におけるインフラ投資に関する三機関間パートナーシップ』に関する共同声明」を発出。
- 日本貿易保険(NEXI)と豪外務貿易省(DFAT)／オーストラリア輸出信用機関(Efic)との3者間協力のための覚書締結(2018年11月16日)。国際協力銀行(JBIC)、アメリカ合衆国海外民間投資公社(OPIC)、豪連邦外務貿易省(DFAT)及び豪連邦輸出金融保険公社(Efic)が覚書を締結(2018年11月17日)



日印第三国協力

- インドと日本企業間の交流を強化するための日印ビジネスプラットフォームを確立するために協力。
- 日本NEXIとECGCでMOU締結。(2018年10月29日)



日EU第三国協力

- 2018年10月22日、日EUハイレベル産業・貿易・経済対話において、質の高いインフラの推進等による自由で開かれたインド太平洋の実現と、欧州・アジア連結性強化に関する将来的な協力と協調の可能性と重要性について見方を共有。
- 欧州投資銀行(EIB)、国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の覚書締結(2018年10月22日)

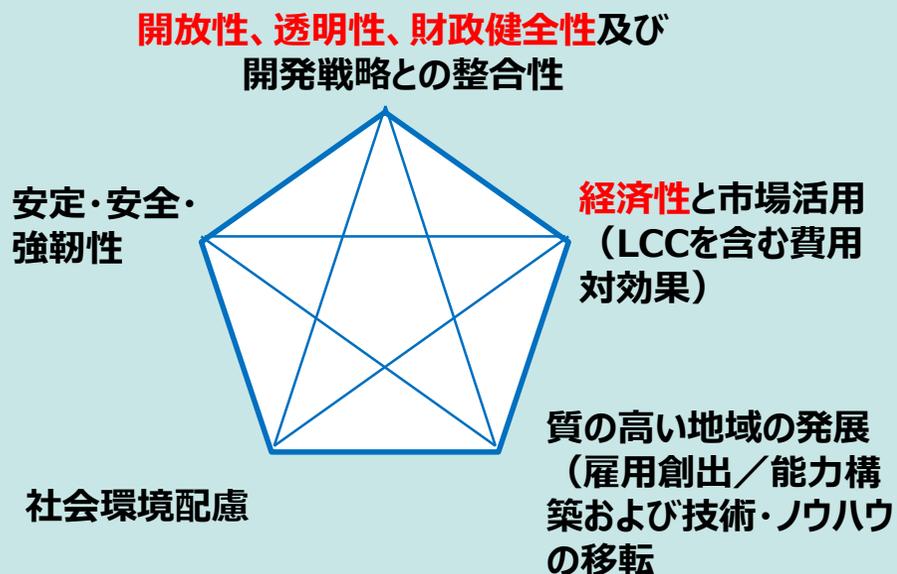


日EUハイレベル産業・貿易・経済対話共同プレスリリース
出典: 外務省ホームページ

(4) APECインフラ開発・投資の質に関するガイドブックの改訂

- 2018年11月、APEC貿易投資委員会において、2013年に策定された「**APECインフラ開発・投資の質に関するガイドブック**」改訂版がとりまとめられた（日本（経産省）提案によるもの）。
- 今回の改訂では、**国際スタンダード4原則（開放性、透明性、経済性、財政健全性）**すべてを含む、5つの要素が評価項目として位置づけられた。
- ガイドブックの改訂と平行して、**APEC参加エコノミー向けの法制度レビューおよび能力構築支援**も実施。

改訂版APECガイドブックにおける インフラの質を担保する要素



APECピアレビュー・能力構築支援

- **日本が実施するAPECピアレビュー・能力構築支援**
 - ・APEC各エコノミーのレビュー受入表明を受けて、対象セクターの法制度レビューを実施。（これまで実施したセクター：道路、水道）
 - ・また、レビューの結果を踏まえて、専門家による研修能力構築支援を実施。
 - ・これまでにフィリピン、ベトナム、インドネシアが本支援を活用。



APEC各エコノミーのインフラ調達を強化・改善

(5) 質の高いインフラ投資に関するG20原則の策定

- G20財務大臣・中央銀行総裁会議（6月8・9日・於福岡）において、「**質の高いインフラ投資に関するG20原則**」をエンドース。大阪サミット（6月28・29日）においてG20首脳によるエンドースを目指す。
- 各国の主張を取り入れつつ、日本が主張してきた「開放性」「透明性」「経済性」「債務持続可能性」を確保。

<質の高いインフラ投資に関するG20原則>

- ・ **原則1 持続可能な成長や開発の達成のための、インフラによる正のインパクトの最大化**
 - 雇用創出や技術移転を伴うインフラ投資により、能力構築、生産性向上、民間投資促進などを通じて、経済の好循環を促進。
 - 国別戦略との整合性をとりつつ、SDGs等に沿ったインフラ投資により持続可能な開発を促進し、連結性を強化。
- ・ **原則2 ライフサイクルコストを考慮した**経済性**向上**
 - 価格に見合った価値(Value for Money)を実現すべき。インフラの建設のみならず、その運営や維持・管理(O&M)等も含めたトータルコストを考慮することが重要。事業遅延やコスト・オーバーランのリスクにも配慮すべき。革新的な技術も有用。
- ・ **原則3 インフラ投資への環境配慮の統合**
 - 生態系、生物多様性、気候等への影響を考慮すべき。環境関連の情報開示の改善を通じたグリーン・ファイナンス商品の活用も重要。
- ・ **原則4 自然災害及び、その他のリスクに対する強靱性の構築**
 - 自然災害リスクや人為的リスクの管理は、設計段階から考慮に入れる必要。災害リスク保険は、強じんなインフラを促すもの。
- ・ **原則5 インフラ投資への社会配慮の統合**
 - 全ての人々の経済的参加と社会的包摂を促す必要。**利用の開放性**、安全性、ジェンダー、社会的弱者への配慮が重要。
- ・ **原則6 インフラ・ガバナンスの強化**
 - 調達の開放性・**透明性**、腐敗防止に向けた努力、情報・データへのアクセスが重要。
 - プロジェクトごとの財務の持続可能性のみならず、マクロ(国)レベルの**債務の持続可能性**が重要

3. 成長海外市場の取り込み

3-1. インフラ輸出の推進

3-2. 第三国市場協力・ルールメイキング

3-3. 新興国市場の開拓（インド・アフリカ）

3-4. 中堅・中小企業の海外展開、農産品輸出支援

4. 内なる国際化

4-1. 高度外国人材の活用・対日直接投資の促進

5. 機微技術管理をめぐる動き

5-1. 諸外国の動き

5-2. 日本の対応

(1) インド市場開拓：日本式ものづくり学校 (JIM※) の展開

- 日印政府が協力し、日本企業によるインド製造業人材育成プログラムをサポート。
- 現在、**10校のものづくり学校が開校済**。

※JIM：Japan-India Institute for Manufacturing

1. JIMの概要

- 日印首脳合意の下で推進される、インドの製造業人材育成プロジェクト（2016年11月～）
- **インドに進出した日系企業が工場の既存施設などを用い**、インドの若い人材に、日本式ものづくりのコンセプトや技能を取得させ、将来の製造現場のリーダーを育成するもの

<主な教育内容>

- 規律：工場勤務の心構え
- ものづくりの精神：カイゼン、5S
- 技能：実用的な技術
- 考える力：問題点の分析と解決策の提案
- 工場での実践研修：実践的な現場教育



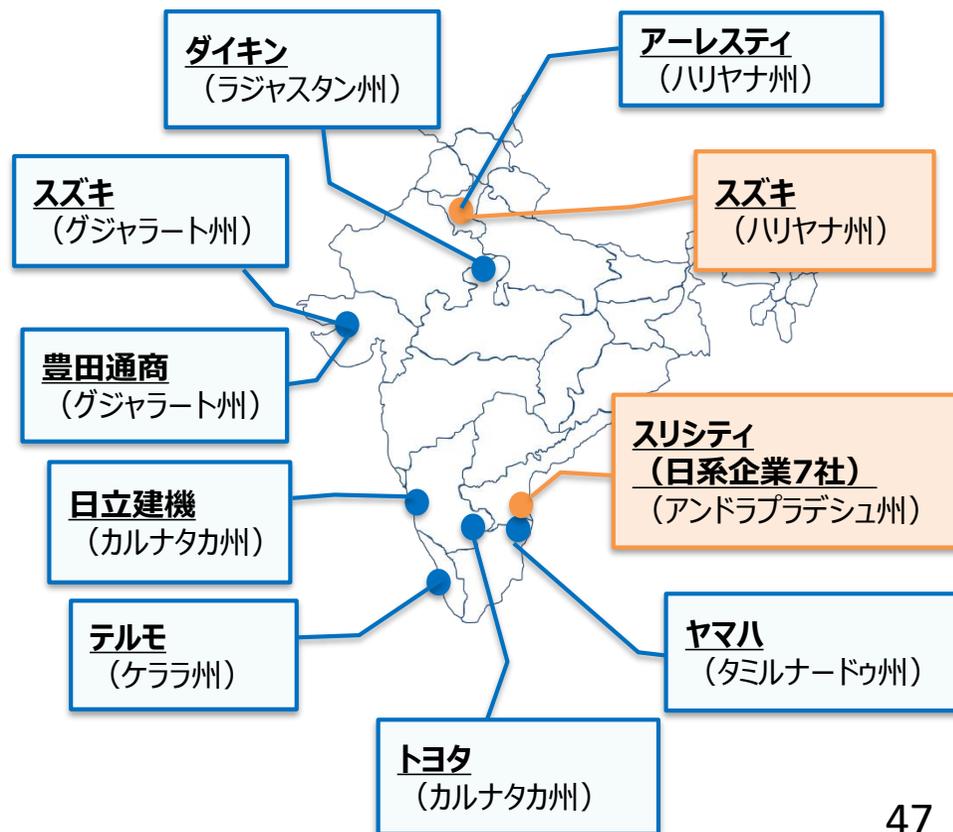
座学



実践研修

2. 日本企業が開設したJIM (10校)

※今年度には新たに2校（スリシティ・スズキ）が開校

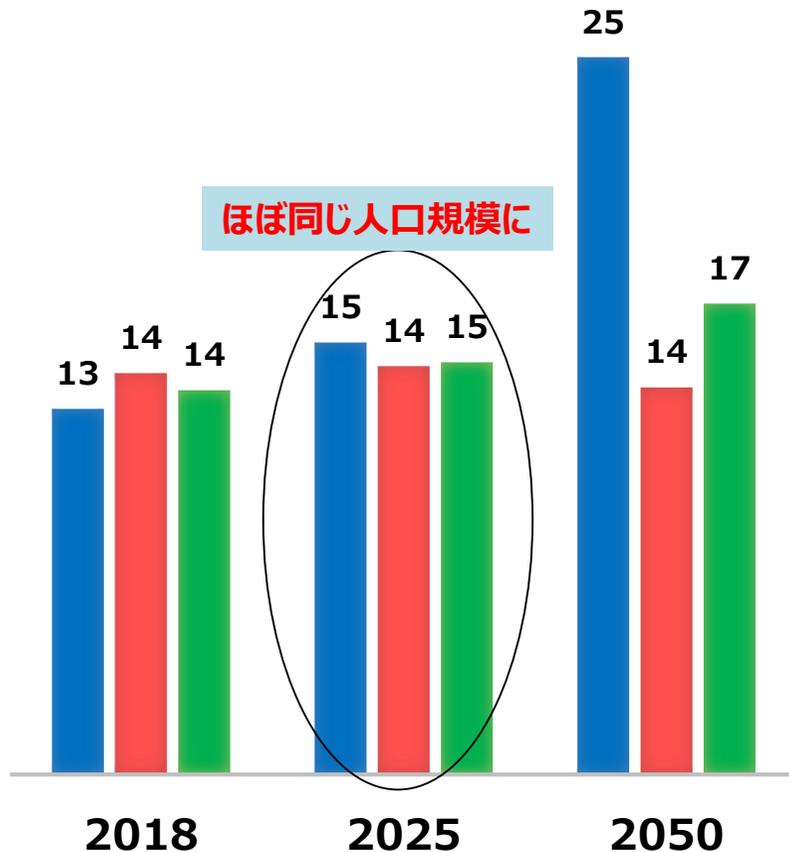


(2) アフリカ市場開拓 ①新たな新興国市場への大きな期待

- アフリカは、人口増加により「**新たな新興国**」として急速に注目を集めている。

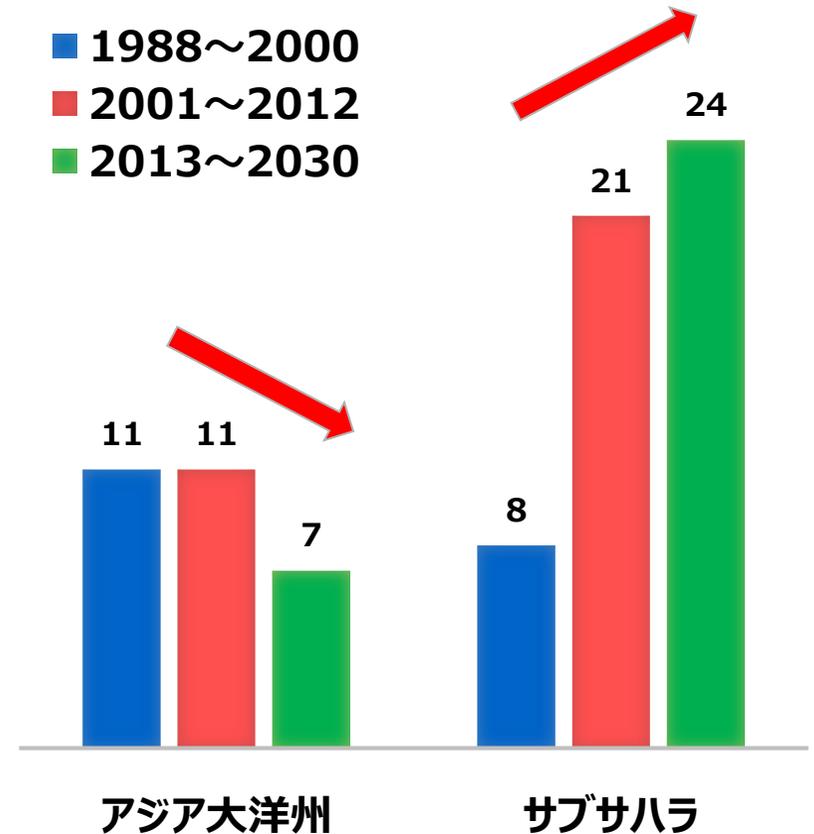
人口推移予測（億人）

■ アフリカ ■ 中国 ■ インド



GDPが年率5%以上
伸び続ける国の数

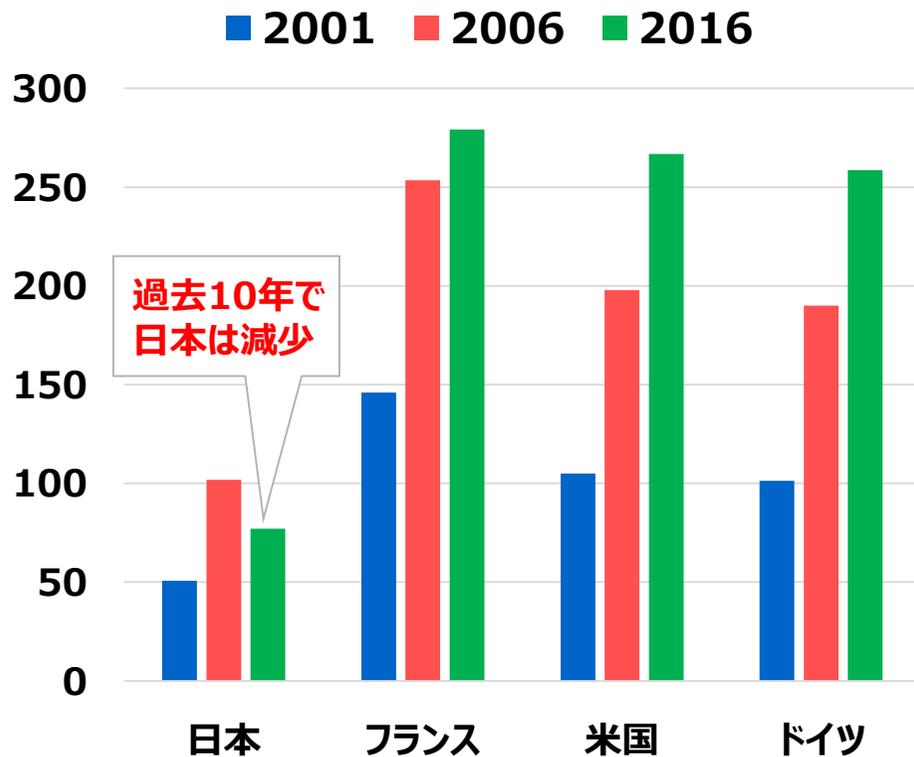
■ 1988～2000
■ 2001～2012
■ 2013～2030



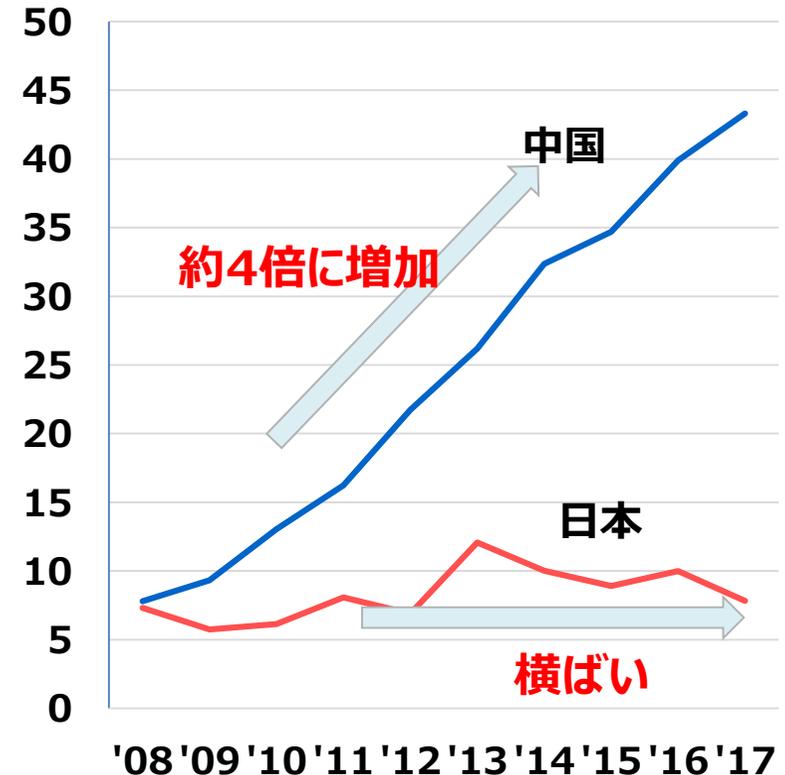
(2) アフリカ市場開拓 ②貿易・投資における日本の出遅れ

- アフリカ向けには、**各国が輸出を拡大**。日本は、**輸出拡大のチャンス**を逃している。
- 過去10年間で、中国からアフリカへの直接投資は約4倍に増加したが、**日本は横ばい**。

各国の対アフリカ輸出額推移 (億ドル)

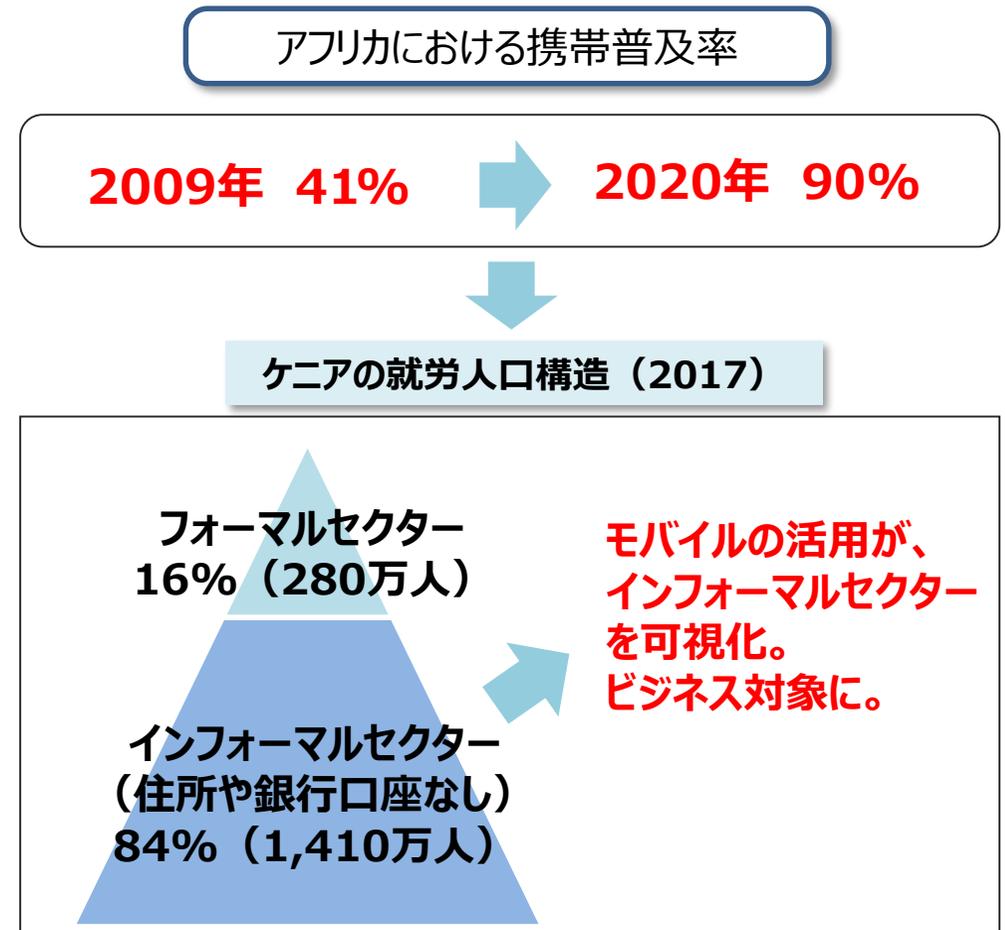
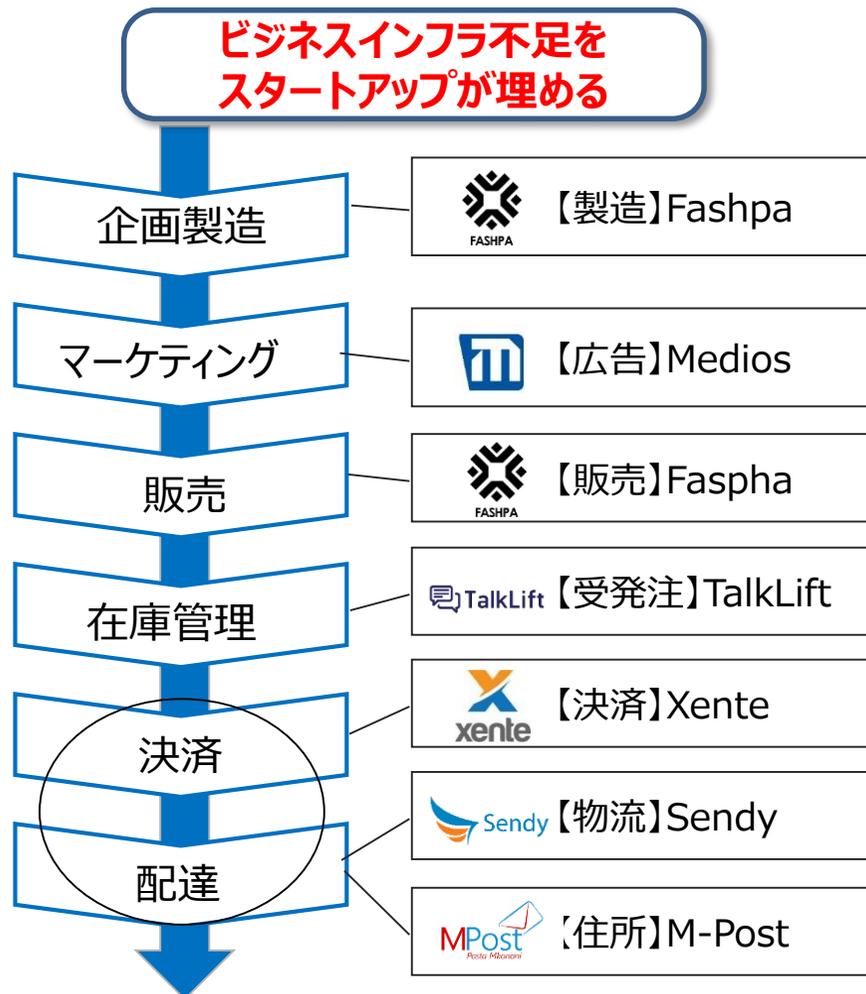


対アフリカ直接投資残高推移 (10億ドル)



(2) アフリカ市場開拓 ③スタートアップが「見えない市場」を顕在化

- アフリカ全土に携帯電話が普及し、デジタル革命が社会を急速に変革。
- 特に**決済・物流サービス**を提供するスタートアップが増加したことにより、①バリューチェーンが繋がりが、②インフォーマルセクターが可視化され、ビジネス対象となる人口が急速に拡大。



(3) アフリカ市場開拓に向けた経済産業省の方針

- 5月9日、TICAD 7プレビューシンポジウム「アフリカビジネスの新戦略」において、アフリカビジネスに関する経産省の認識や支援方針を世耕経産大臣から基調講演で説明。

基調講演の主なメッセージ

1. アフリカのポテンシャル

- 急速に拡大する人口
- スタートアップ企業が牽引するビジネス環境の変化
- 膨大なインフラ需要

2. 新たな海外展開モデルの必要性

- アジアとは異なるアフリカ型の海外展開モデルの必要性

3. 経産省の取組

- アフリカビジネス協議会の発足
- 貿易保険の活用
- スタートアップの育成とマッチング
- 第三国を活用した人材育成



(当日の様子)

(4) アフリカ市場開拓①：アフリカビジネス協議会の設立

- **6月6日、官民でアフリカビジネスを継続的に議論する「アフリカビジネス協議会」**を新たに設置。世耕経済産業大臣、河野外務大臣らが共同議長。
- 参加者間でアフリカビジネスに係る情報共有と意見交換を行い、関係省庁・政府機関が支援策の検討・実施・見直し等を推進。

アフリカビジネス協議会の概要

- 構成員は民間企業（第1回会合時点：78社、うち中小企業23社）各省庁、政府関係機関、国際機関等。
- 本会議（年1回）とWG（適宜）を設け、以下3点に関して協議会で支援をする
 - ① アフリカ政府・企業とのネットワーキング・マッチング機会の提供
 - ② アフリカ各国のビジネス環境改善の促進
 - ③ 各省庁・機関横断による個別ビジネスの支援



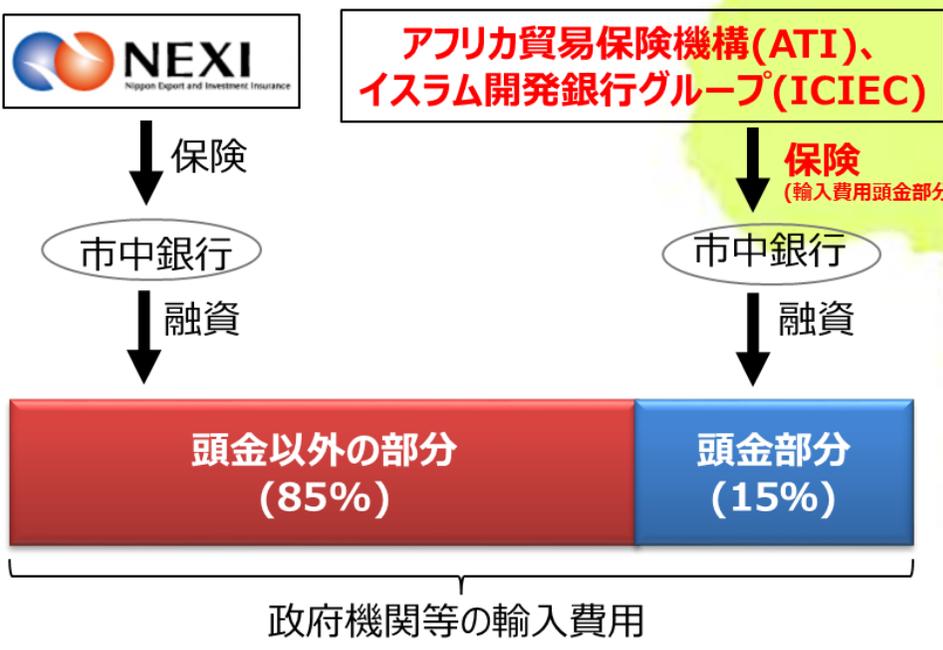
第1回アフリカビジネス協議会の様子

(5) アフリカ市場開拓② - NEXI・アフリカ金融機関による輸出リスク低減【再掲】

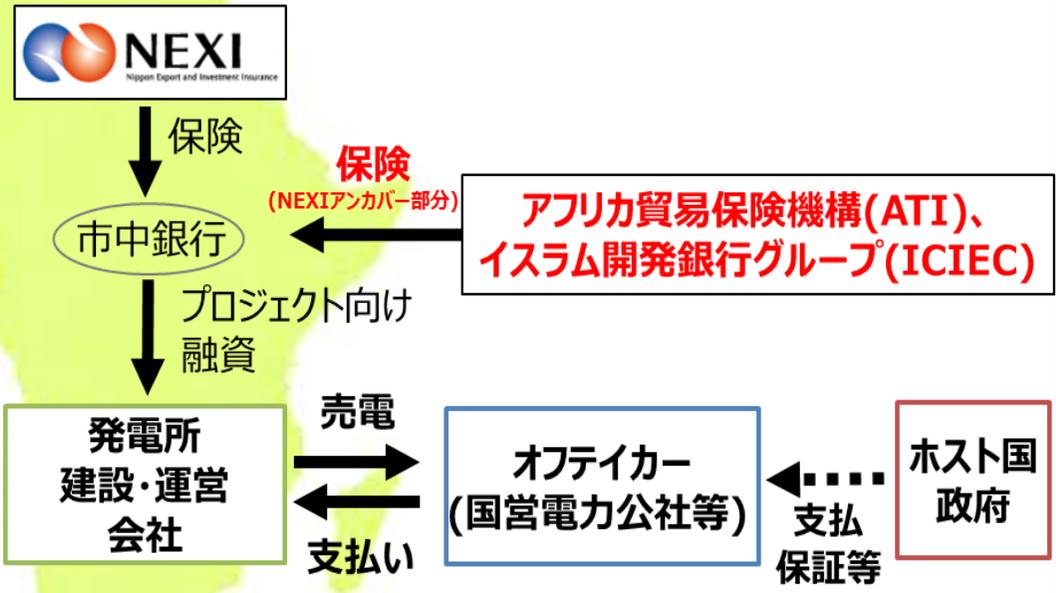
- アフリカ市場への参画を目指す企業を支援するため、**アフリカ案件のリスクを熟知する国際金融機関とNEXIが協調し、機械等の輸入費用やプロジェクト融資に対して100%をカバーできる新スキームの構築を検討。**

国際金融機関と連携したリスク軽減スキーム

(1) 輸入費用を100%カバーするスキーム



(2) プロジェクト向け融資を100%カバーするスキーム



(6) アフリカ市場開拓③：スタートアップ連携 – 現地スタートアップとのマッチング

- 現地スタートアップとの連携を進めることで、日系企業のビジネスチャンスを拡大。

JETROによるスタートアップ企業の情報提供

- ◆ 事業パートナーとなるスタートアップ企業の発掘、情報発信、紹介、マッチング支援を展開。

<紹介・マッチング支援>

- **スタートアップ連携促進デスクを設置** (2019/3)
- **アフリカイノベーションイニシアチブ**
 - TICAD7サイドイベントとして、JICA・UNDPと共催で、アフリカスタートアップを招聘しピッチイベントを開催。
- **スタートアップとの連携促進商談会・ミッション**
 - TICAD7開催後に現地スタートアップとの連携を目指した商談会やミッション派遣を検討中。

現地スタートアップとの
マッチング・連携



ミッション派遣

経産省によるスタートアップマッチング

【概要】

- スタートアップ等の現地企業と日本企業をマッチングする事業者等を最大3社支援する補助事業。
- 専門家派遣費用、マッチングイベント実施費用等の2/3を補助。

【候補国】

- **現地スタートアップと日本企業との連携実績の創出を目指す。**
- ケニア、ナイジェリア、南アフリカ等



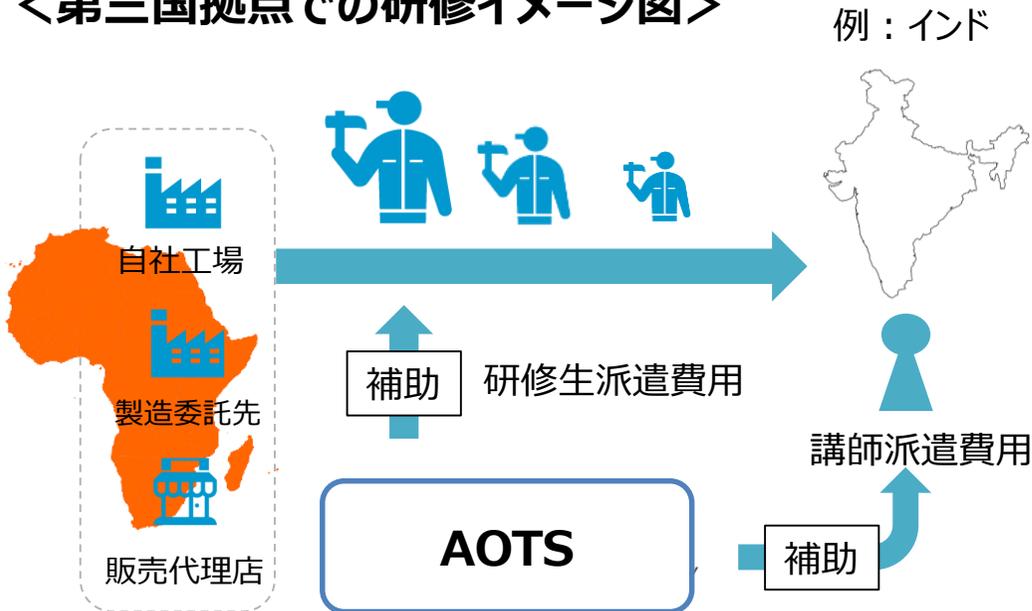
(7) アフリカ市場開拓④：新たな産業人材育成の推進【第三国研修の拡充】

- アフリカにおける産業人材育成は、インドや中東等の拠点の活用が効果的と考える企業が増加。
- AOTS（海外産業人材育成協会）は**第三国研修を今年度から拡充**。

<概要>

- **アフリカの産業人材を研修施設のある第三国（例：インド・ドバイ等）に派遣**
 ※もしくは第三国から専門家を派遣し、研修を実施
- **講師についても第三国人材を活用可能に**
- **政府支援：研修費用の2/3を国が補助**

<第三国拠点での研修イメージ図>



ダイキン工業 第三国研修事例

- 東アフリカ地域の空調機器販売拡大のためには、販売・設置・保守サービスを担う現地販売店網が不可欠。
- 東アフリカの販売店の技術者をインドに招聘し、インドの自社教育拠点にて、エアコン販売・サービス・商品知識について研修を実施。

- ◆ 実施期間：5日間
- ◆ 招聘数：6カ国31名
 (ケニア、ウガンダ、ルワンダ、タンザニア、セイシェル、モーリシャス)
- ◆ 研修内容：座学/実務
 (省エネ技術、エアコン据付、修理対応)

※AOTS補助制度を利用（対象経費の1/2をAOTSが負担）



3. 成長海外市場の取り込み

3-1. インフラ輸出の推進

3-2. 第三国市場協力・ルールメイキング

3-3. 新興国市場の開拓（インド・アフリカ）

3-4. **中堅・中小企業の海外展開、農産品輸出支援**

4. 内なる国際化

4-1. 高度外国人材の活用・対日直接投資の促進

5. 機微技術管理をめぐる動き

5-1. 諸外国の動き

5-2. 日本の対応

(1) 中堅・中小企業の海外展開支援

- **中堅・中小企業等の輸出や現地法人売上拡大を促進。**
- JETRO、中小機構、金融機関、商工会議所などが参加する「**新輸出大国コンソーシアム**」において、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を実施。**2016年2月の発足以来、これまで約8,500社を支援。**
- 2019年度は、**TPP11、日EU・EPA対象国等への海外展開支援を強化するとともに、地域未来牽引企業をはじめとした波及効果が高く意欲のある企業を重点的に支援。**

中堅・中小企業の「輸出額」+「現地法人売上高」

KPI: 2020年までに中堅・中小企業の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍

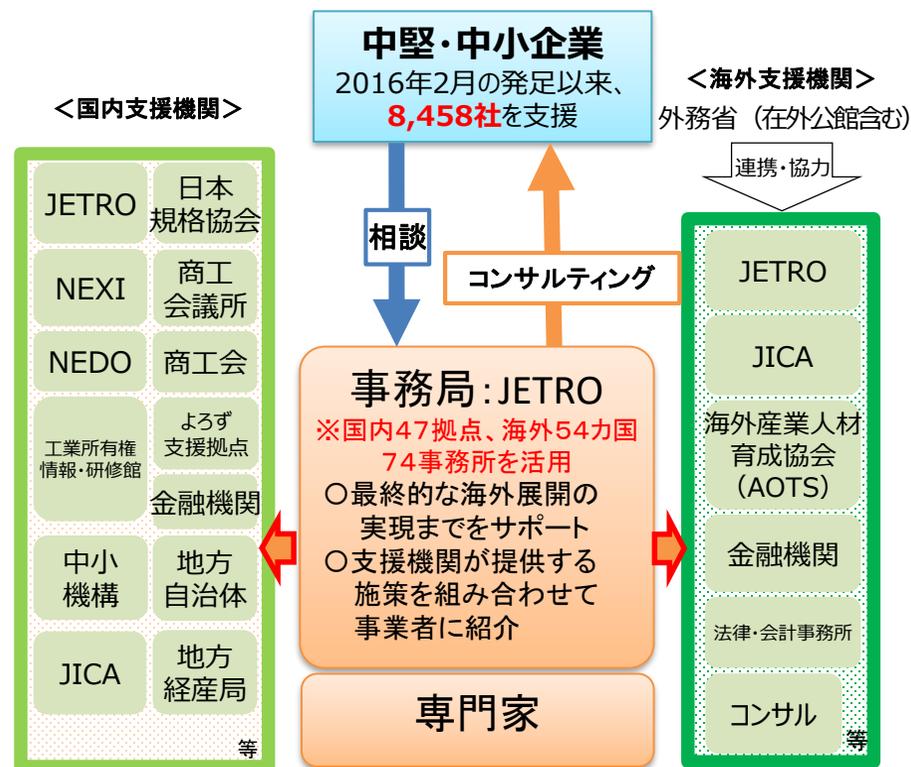


(出典) 経済産業省「企業活動基本調査」(輸出額)
「海外事業活動基本調査」(現地法人売上高)

(計算方法) ①「輸出額」+ ②(「現地法人売上高」-「現地法人の日本からの輸入額」)

(内訳) 2010年度 ① 7.1兆円 ② 5.7兆円
2016年度 ① 9.3兆円 ② 11.3兆円

新輸出大国コンソーシアムの体制



(2) 中堅・中小企業向けの海外展開セミナー（各都道府県で実施）

- 中堅・中小企業による海外展開支援施策の活用拡大のため、**全国でセミナーを開催**。
- 5月に東京でキックオフセミナーを開催し、**日EU・EPA等を活用**した輸出機会のアピール、**マーケットインの重要性**の発信や、**ECを活用した新しい輸出ビジネスモデル**を紹介。
- 今後、**全ての道府県で同様のセミナー**を令和元年度内に順次開催。

【中堅・中小企業海外展開セミナー in 東京】

- 主 催：経済産業省、JETRO
- 開催日時：2019年5月15日(水)
- 会 場：経済産業省内

※同時にJETRO専門家による個別相談会を実施



(セミナーの様子)



(個別相談会の様子)

【46道府県におけるセミナー】

- ◆ ブロックセミナー
 - 北海道、宮城、愛知、大阪、香川、広島、福岡、沖縄の8ブロックで開催
 - JETROが各地方経産局と連携して実施

【スケジュール】

近畿（大阪）5/29 済、中部（愛知）6/27
沖縄 7/1、九州（福岡）7/25

- ◆ 各府県成果普及セミナー

- 上記8道府県を除く全ての府県で開催
- JETRO国内事務所が実施

【スケジュール】

長野 6/5 済、佐賀 6/6 済、三重 7/5
熊本 7/12、徳島 7/16

(3) ECを活用した輸出拡大 (Japan Mall事業)

- JETROは**海外の主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置**、海外ECサイトによる日本商品の販売を支援。
- **海外のEC事業者が買い取って販売**するため、中小企業にとってリスクが低く、継続輸出の可能性が高い取組。
- 2018年度は、シンガポール食品ECサイト最大手『RedMart』等と連携した事業を実施。**2019年度は、世界18カ国における24のEC事業者と連携した事業を展開予定。**

○Japan Mall事業の仕組み



○2019年度のJapan Mall事業

展開予定の国・地域

EU (英国、ドイツ、フランス)、中東 (6カ国)、ロシア、中国、チリ、米国、ASEAN (ベトナム、カンボジア、マレーシア、シンガポール、インドネシア)

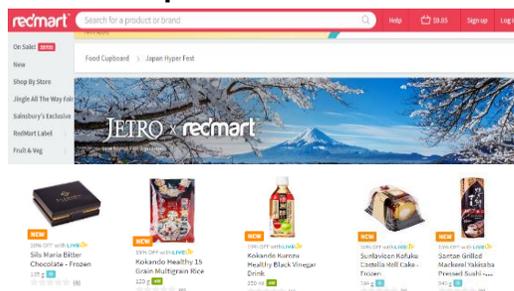
応募状況 (5月28日時点)

- 応募事業者数 **833社**
- 事業者からの提案品目 **6,000品目以上**

今年度の商談会

連携先	開催地・日程
ベトナム 8社* (食品・日用品)、カンボジア イオン (食品)	東京5/14(済)、大阪5/15(済)、福岡5/16(済)
中東 Boutiqaat (化粧品)	東京5/16-28(済)
米国 楽天(JFC) (食品)	大阪5/30(済)、東京5/31(済)、札幌6/3(済)

○RedMartにおけるJapanMallサイト (2018年度)

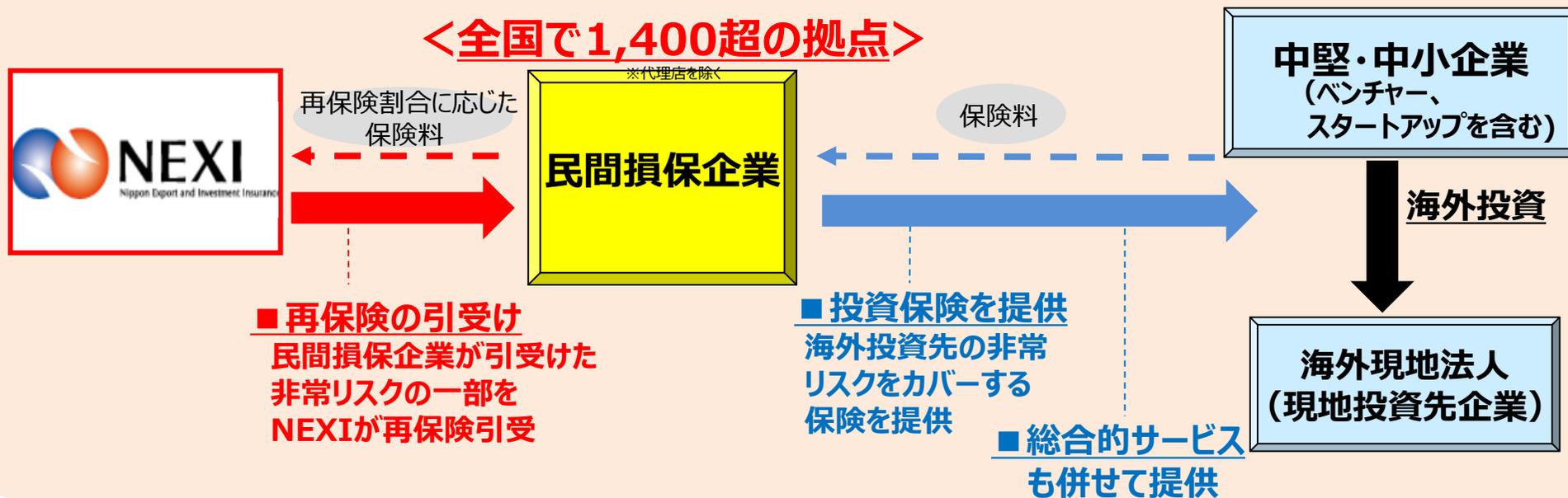


*ファミリーマート、イオン、セブンイレブン、フジマート、コーナン、加藤産業、ロジテム、フントウイ

(4) 中堅・中小企業向けの海外投資保険の提供開始(再保険スキーム)

- **貿易保険法の施行令を7月に改正**し、NEXIが、民間損保企業から海外投資保険の再保険を引き受けることを可能とし、**民間損保企業の海外投資保険への参入を促す**。
- 大手損保企業を中心に、**7月以降、中堅・中小企業向けの海外投資保険を提供開始予定**。
- **民間損保企業**の有する、①**大手のみで拠点数1,400を超える全国ネットワーク**と②**関連商品を組み合わせた総合的サービスの提供**により、**中堅・中小企業に対するきめ細かなサポートが期待**。

NEXIと民間損保企業による投資再保険の連携スキーム



※現行の施行令上の規定では、NEXIが民間損保企業から再保険を引き受けられる保険は、輸出保険（輸入業者の不払い等を一定の限度額の範囲内で填補する保険）のみ。

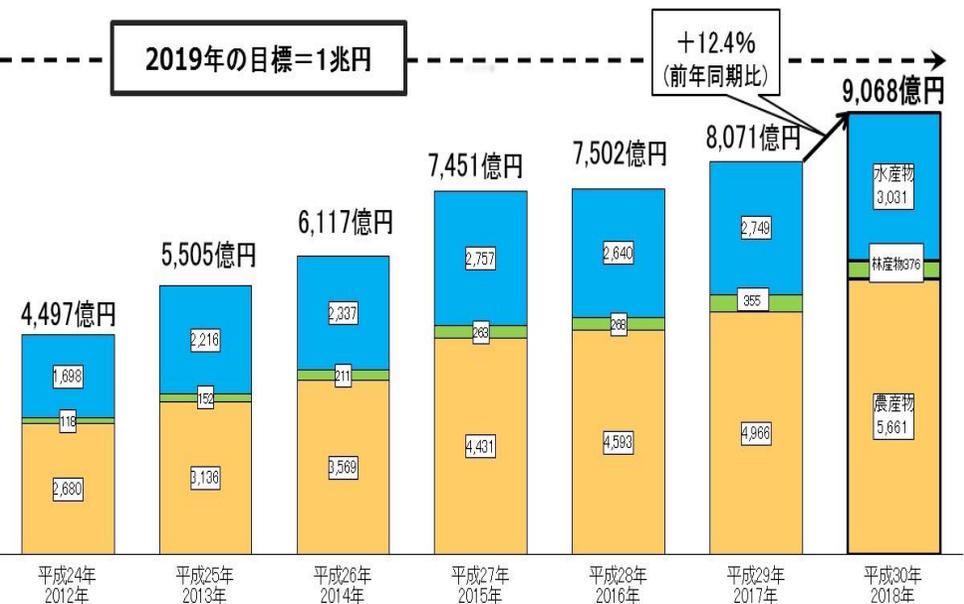
民間損保企業による総合的なサービスの例

- ✓ 海上保険、PL保険などのパッケージ提供によるリスク軽減
- ✓ 現地情報の提供、海外事業のリスク評価、物流のコンサル等のサービス

(5) 農林水産物・食品の輸出支援

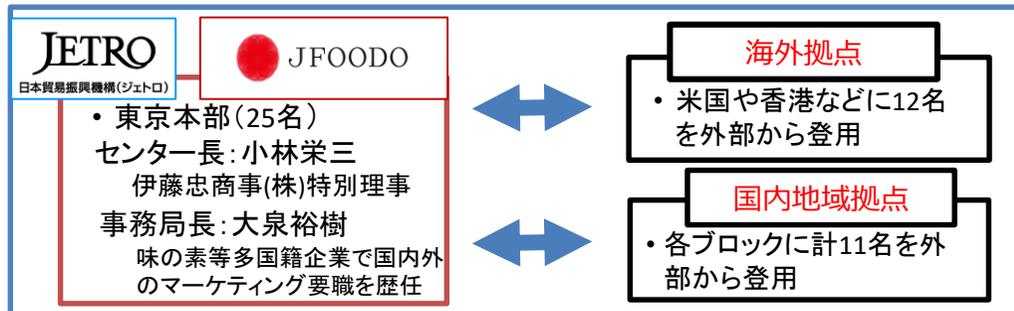
- 政府を挙げて農林水産物・食品の輸出拡大に取り組む。**2019年の輸出額1兆円が目標。**
- 農林水産省及び経済産業省は、「**農林水産物・食品輸出促進合同チーム**」を設置。現地需要に応じたマッチング強化、ECを活用した販路開拓、輸出支援ガイドブックの作成・普及などに取り組む。
- 農林水産物・食品のプロモーションを担う、「**日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）**」で**重点戦略を策定し、プロモーション活動を展開。**

農林水産物・食品の輸出額の推移



日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）

○JFOODOの体制について



○戦略分野と売り込みエリア

品目	エリア
米粉	米国・仏国・ドイツ
日本酒	英国・仏国・米国・シンガポール・香港
日本ワイン	英国・香港
クラフトビール	米国
水産物(ハマチ等)	香港、台湾
和牛	台湾、香港
日本茶	米国・カナダ

○平成30年度のプロモーション事例（水産物（香港））

ハマチ、ブリ、ホタテ、タイを「縁起物」として紹介。赤を基調としたポスターをSNS、ウェブサイト、路線バスや地下鉄構内に展開。

販売促進を行った小売りチェーン店では、**対象魚種の売上が前年比約2倍に拡大**したという例も。

3. 成長海外市場の取り込み

3-1. インフラ輸出の推進

3-2. 第三国市場協力・ルールメイキング

3-3. 新興国市場の開拓（インド・アフリカ）

3-4. 中堅・中小企業の海外展開、農産品輸出支援

4. 内なる国際化

4-1. 高度外国人材の活用・対日直接投資の促進

5. 機微技術管理をめぐる動き

5-1. 諸外国の動き

5-2. 日本の対応

(1) 高度外国人材の活躍推進①

- 未来投資戦略2018において、**高度な知識・技能を有する外国人材の積極的な受入れを図ることが重要**とされている。また、**高度外国人材の活躍を通じた地方経済の活性化**につなげることが重要。

■ 中堅・中小企業による高度外国人材の活躍事例



**【外国人材の活躍で46か国に
販路展開】**

株式会社筑水キャコム

(産業用機械の製造販売等)

企業情報

本社所在地：福岡県うきは市

資本金：100百万円

従業員数：278名(外国人10名)

売上高：6,060百万円(2017年12月期)

販路拡大に大きく貢献

- ✓ 外国人材の活躍により、取引先は46か国に拡大。海外取引は増加を続け、海外売上高比率は50%に迫る。
- ✓ 海外拠点・子会社も欧州、アジア、北米7ヶ国に展開。

高度外国人材を活用した 中堅・中小企業の具体的な声

✓ 海外拠点での案件獲得につながっている。

＜医薬品・医療関連／中堅＞

✓ 留学生の向上心、探求心の高さが日本人社員へ良い刺激になり、モチベーションの底上げになっている。　＜商社（専門）／中小＞

✓ 出身国の拠点とのコミュニケーションの円滑化に寄与した。　＜ホテル・旅行／中堅＞

(1) 高度外国人材の活躍推進② (高度外国人材活躍推進プラットフォームの設置)

- 2018年12月、関係府省庁間の連携の下、JETROが「**高度外国人材活躍推進プラットフォーム**」を設置。**分かりやすい情報発信・ワンストップサービスを提供**する。
- 4月12日、日本商工会議所／東京商工会議所主催で「**外国人材受入れ促進セミナー**」を開催。
- 当省、JETROからプラットフォームを含む高度外国人材受入れ促進施策を説明。高度外国人材を活用する企業経営者による事例紹介等を実施。



■ 日商／東商主催「外国人材受入れ促進セミナー」



当初想定を大きく上回り、**400名超**が参加。

■ 登壇企業の例

【株井口機工製作所】東京都、製造業

- ・ 駐車場のターンテーブル等を製造
- ・ 中国人社員含め、外国人社員が海外営業を担当

【九州教具(株)】福岡県、宿泊・情報通信業

- ・ ホテル事業全般で外国人社員が活躍
- ・ 米国人社員が提案した茶道体験が外国人宿泊客に好評

ポータルサイトでの情報提供・問合せへのワンストップ対応

ジョブフェア・セミナー
機会・情報の提供

専門家による伴走型支援



(2) 地域への対日直接投資サポートプログラム

- 産業集積、農林水産品、観光資源といった地域が持つ強みを、**外国企業が持つ販路・技術・人材・ノウハウと結びつける**ことが重要。
- 本年4月の**対日直接投資推進会議**において、「**地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム**」を決定。自治体による外国企業誘致について、**地域の特色を生かした戦略の策定**に加え、**プロモーション活動、企業招へい**等を政府一丸となって支援する。

地域への対日直接投資 サポートプログラム

(平成30年5月 対日直接投資推進会議決定)

地域の特色を活かした誘致戦略の策定などを支援

支援対象 25自治体

【都道府県】

北海道、宮城、福島、茨城、千葉、愛知、三重、和歌山、福岡、熊本

【市町村】

旭川等、仙台、つくば、横浜、小諸、名古屋、松坂、伊賀、京都、大阪、神戸、福岡、北九州、久留米、唐津

誘致戦略が明確になった
重点自治体

地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム

(平成31年4月 対日直接投資推進会議決定)

①国内外でのプロモーション

・RBCの実施

- (自治体・経産省・JETROの共催)
- 19年度は5か所で開催(詳細次項)
- ・首長によるトップセールス(海外セミナー等の場を提供)

②外国企業の招へい

- ・自治体が誘致ターゲットとする外国企業を個別に招へい(候補企業発掘や招へい費用支援)

③誘致体制の強化(キャパビル)

- ・JETROによる研修機会の提供
- ・①、②に向けたPR内容のブラッシュアップ等
- ・自治体を支援するJETROの体制強化

(3) RBC (Regional Business Conference) (2019年度)

- サポートプログラムの一環として、**RBC (地域への対日直接投資カンファレンス)**を開催。
- 経済産業省・JETROの支援により、地方自治体が**外国企業の招へい・サイトビジット、首長によるトップセールス、地域企業とのマッチング**などを実施し、地域の魅力的なビジネス環境を世界に向けて発信。
- 2018年度は福島県、茨城県、大阪市、福岡県の4カ所で開催。19年度は以下5カ所で開催予定。

京都市	
ターゲット	製薬・医療機器・ バイオベンチャー企業 (米国)
開催時期	2019年7月
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ● 京都大学等研究機関の集積やトップセールス等でのコネクションも活用し、米国東海岸等の製薬・医療機器・バイオベンチャー企業にフォーカス。 ● トップセールスに加え、ヘルスケア・ベンチャーカンファレンス京都 (HVC-KYOTO) とも連携。

横浜市	
ターゲット	医療・検査機器等関連企業 (米国・欧州)
開催時期	2019年10月
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ● オープンイノベーションプラットフォームや海外アクセラレーター等とのネットワークも活用し、ライフサイエンス分野のイノベティブな企業にフォーカス。 ● トップセールスに加え、Bio Japan2019との相乗効果を狙う。

北海道	
ターゲット	観光・インバウンド関連企業 (アジア・欧米)
開催時期	2019年6月、11月
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ● 道東の豊かな自然環境を活かした「アドベンチャー・ツーリズム」の担い手となる企業にフォーカス。 ● トップセールスに加え、道東の投資先候補地の視察、アクティビティ体験等を実施。

GNI (グレーター・ナゴヤ・インシアティブ) (愛知,三重,岐阜,名古屋)	
ターゲット	域内製造業の高度化に資する AI・IoT企業 (欧米・アジア)
開催時期	2019年10月
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車関連産業等、国内最大規模の製造業の集積を強みに、域内製造業の高度化・効率化に資するAI・IoT企業にフォーカス。 ● 3県1市が連携し、トップセールスや参加企業によるピッチ・マッチングに加え、域内のインダストリアルツアー等を実施。

仙台市	
ターゲット	IT関連企業 (欧州)
開催時期	2019年11月
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災ICT技術 (自律飛行ドローン等) の実装に向けた実証環境でのパートナー企業にフォーカス。 ● トップセールスに加え、自律飛行ドローン実証実験の視察、「防災・減災×ITC技術」をテーマとしたハッカソン等を実施。



3. 成長海外市場の取り込み

3-1. インフラ輸出の推進

3-2. 第三国市場協力・ルールメイキング

3-3. 新興国市場の開拓（インド・アフリカ）

3-4. 中堅・中小企業の海外展開、農産品輸出支援

4. 内なる国際化

4-1. 高度外国人材の活用・対日直接投資の促進

5. 機微技術管理をめぐる動き

5-1. 諸外国の動き

5-2. 日本の対応

(1) 米国の動き～機微技術管理強化の全体像

<2019年度国防授權法 (National Defense Authorization Act 2019) >

- **2018年8月13日**、国防省に対し予算権限を与える**国防授權法が成立**。
- **広範な機微技術管理の強化**策が盛り込まれている。

〔国防授權法に盛り込まれた主な内容〕

総額7160億ドル の国防予算

- ✓ 過去9年間で最大規模
- ✓ 最先端技術のR&Dを推進
(AI、量子技術、超音速、宇宙、サイバー、指向性エネルギー等)

投資管理強化 (FIRRMA法)

輸出管理強化 (エマージング技術の管理強化)

(輸出管理改革法)

政府調達等の制限

- ✓ ZTE、ファーウェイの通信関連製品等の調達・使用を制限

サイバーセキュリティ強化

- ✓ 防衛産業上重要な中小企業・大学向け支援の強化

(2) 米国の動き～投資管理強化 (FIRRMA)

<外国投資リスク審査近代化法 (FIRRMA) >

- 米国はCFIUS(外国投資委員会)が安全保障の観点から対内直接投資を審査。(事後審査型で、審査対象業種は指定なし)
- 2017年11月に**対内投資管理強化**を目的に超党派で提案、**2018年8月13日に成立**。
- 施行は18カ月以内(2020年2月14日。ただし、12カ月程度に短縮可能性)。

【主な改正ポイント】

● 審査対象の拡大：

企業合併・買収を通じて企業を支配する場合に加え、**小規模投資**であっても、以下に該当するものについては**新たに**審査対象化。

- ① **非公開技術情報へのアクセス**を可能とする投資
- ② **機微技術、重要インフラ、機微個人情報に係る意思決定**を可能とする投資 等

● 特定取引の事前審査の義務化：

外国政府の影響力下にある投資家による、重要インフラ・機微技術を持つ米国企業の経営に影響を与える投資の事前審査を義務化。

● 審査の考慮要素の追加：

- ① **特別懸念国**の関与、米国の法規制の遵守状況、
- ② **個人情報**等の流出可能性、**サイバーセキュリティ**への影響
- ③ **重要インフラ、エネルギー、戦略物資、機微技術**の外国人支配による**安保**への影響 等

● 同盟国との情報交換を可能化：

- ① **情報交換のための公式プロセス**の設置 / ② **同盟国との協調行動**
- ③ **戦略技術・懸念主体に関する情報共有**

(3) 米国の動き～ECRA（エマージング技術等の規制強化）①

- 米国は、輸出管理改革法(ECRA)の下、AI、量子技術など**エマージング・基盤技術 (emerging and foundational technologies)** の輸出管理を強化する方向。
- **ECRAの対象となるエマージング・基盤技術は、外国投資リスク審査近代化法 (FIRRMA)にも反映される予定。**

エマージング・基盤技術の特定

- 商務省を中心とした関係省庁で特定作業中。

【エマージング技術】

- ✓ 2018年11月から2019年1月、何を規制対象とすべきか、パブリックコメントを実施。
- ✓ 今後、具体的な規制案を公表し、パブコメ後に施行の見込み。

【基盤技術】

- ✓ エマージング技術と同様のプロセスとなる見込み。

輸出管理の適用

- **米国が独自に規制を実施(商務省)**
- **並行して、国際輸出管理レジームへの提案(国務省)**

投資管理(CFIUS)の適用

- **輸出規制の対象となったエマージング・基盤技術は、投資管理強化の暫定規則において、事前届出対象を義務づけ。**

(4) 米国の動き～ECRA (エマージング技術等の規制強化) ②

- 2018年11月～2019年1月、商務省はエマージング技術に関し**14の技術分野を提示し、産業界等から意見を募集**。米国内外の産学官から239件の意見が提出された。
- 商務省は、**エマージング技術諮問委員会 (ETTAC)や関係省庁との協議を経て、個別の規制案の意見募集を行う**予定 (注：基盤技術にも同様に検討が進められる見込み)。
- なお、商務省は、5月23日、ワッセナーアレンジメント合意に基づき、次世代量子暗号技術、電磁パルス (EMP)対策ソフトウェア等の**エマージング技術 5品目を先行規制**。

■ 14の技術分野

- | | |
|--|--|
| (1) バイオテクノロジー | (8) 補給関連技術 |
| (2) AI・機械学習 | (9) 付加製造技術(3Dプリンタ等) |
| (3) 測位技術(Position, Navigation, and Timing) | (10) ロボティクス |
| (4) マイクロプロセッサ | (11) ブレインコンピュータインターフェース |
| (5) 先進コンピューティング | (12) 極超音速 |
| (6) データ分析 | (13) 先端材料 |
| (7) 量子情報・量子センシング技術 | (14) 先進セキュリティ技術(advanced surveillance) |

■ 主要な意見

- イノベーションを阻害しない制度設計。
- 安全保障に不可欠な内容に限定。
- 米国だけが持つ技術に限定。
- 対象技術を明確に定義。
- 懸念取引 (国、使用者、用途等) だけを規制。
- 規制内容について同盟国・友好国と連携。

(5) 米国の動き～外国企業に対する最近の対応

- イラン制裁違反や機微技術窃取への対抗等の理由から、米国政府は、外国企業の **Entity List への掲載、政府調達からの排除**等、厳しく措置。

※Entity Listとは：米国の**制裁に該当する活動**や米国の**国家安全保障・外交政策上の利益を害する活動**に従事した団体や個人を掲載。本リストに掲載された者への輸出等を規制（対象者ごとに、申請が必要な貨物と申請が来た場合の方針（不許可、案件ごとに判断等）を記載。）

<最近の事例>

Entity List への掲載

- 2016年3月、**中興通迅（ZTE）** をEntity List に掲載。その後、取引禁止顧客リスト（DPL）に掲載し、2018年4月に全面禁輸（同年6月に制裁解除）
- 2018年8月、**中国の44の主体**を Entity List に追加。
- 2018年11月、**晋華集成電路（JHICC）** をEntity Listに追加。
- 2019年5月、**中国の12の主体**をEntity Listに追加。
- 2019年5月、**華為技術（Huawei Technologies）と68の関連会社**をEntity Listに追加。（既存のネットワーク維持等に関わるものに限り90日間（5月20日～8月19日）の暫定包括許可を発行。）

政府調達からの排除

- 2018年8月に成立した国防授權法2019において、2019年8月以降、中国の通信装置・ビデオ監視装置5社の製品や、当該5社が製造した部品が組み込まれた製品について、米国の政府調達を禁止。
- 2020年8月以降は、当該5社の製品を利用するあらゆる企業について、米政府による調達を排除。

情報通信技術及びサービスに関わるサプライチェーンの保護

- 2019年5月、トランプ大統領は、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく国家緊急事態を宣言。米国内の個人・民間企業による敵対外国人のIT機器・サービスの調達、輸入、設置等を禁止。150日以内に詳細な規則を公布。

(6) 欧州等の投資管理強化をめぐる最新の動向

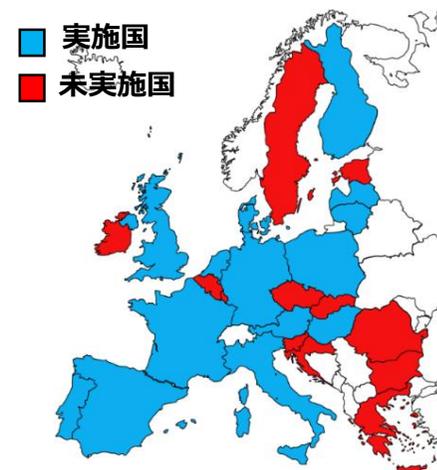
- ドイツ、英国、フランス等は、対内直接投資を通じた機微技術の流出を防ぐため、**投資管理を強化**。
- EUでは、全体では投資管理制度が未整備な国が存在する一方で、**EU加盟国間の情報交換枠組み**の規定を盛り込んだ**新規則が発効**された。

◆ **EU** : 2019年4月10日に新規則を発効。**EU加盟国間の投資管理に関する情報交換枠組み**を構築。**重要インフラ・技術(AI・ロボット・半導体・サイバーセキュリティ等)**を審査考慮要素へ追加。

◆ **ドイツ** : 2017年7月改正済。**事前届出業種の拡大** (武器、軍用エンジン等に加え、**武器用製造装置、軍用設計品** (電子機機器、映像機器等) を追加)、**事後審査対象**として、**サイバー技術、重要インフラ等**を明記し重点審査化。2018年12月に審査対象の株式取得比率の基準値を25%から10%に引き下げ。

◆ **英国** : 2018年6月11日、2002年企業法を改正し投資規制を強化。**武器技術・高度デュアルユース品、サイバーセキュリティ** (量子技術、汎用コンピュータ) について、**審査対象を拡大**。

◆ **フランス** : 2018年6月18日、投資規制の強化を含んだ「**企業の成長及び変革に関する法案 (PACTE法案)**」を閣議決定。このうち投資管理に関する第55条が、10月に国民議会で採択。12月規制対象業種を拡大する政令が成立。**戦略業種** (半導体、宇宙、ドローン並びに安全保障に係る**AI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、大規模データストレージ等**) を審査対象に追加。また違反に対する制裁を強化。



3. 成長海外市場の取り込み

3-1. インフラ輸出の推進

3-2. 第三国市場協力・ルールメイキング

3-3. 新興国市場の開拓（インド・アフリカ）

3-4. 中堅・中小企業の海外展開、農産品輸出支援

4. 内なる国際化

4-1. 高度外国人材の活用・対日直接投資の促進

5. 機微技術管理をめぐる動き

5-1. 諸外国の動き

5-2. 日本への対応

(1) 日本の対応～対内直接投資規制の対象業種の追加①

- 「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく**審査付事前届出制度**により、「**国の安全**」や「**公の秩序**」等にかかる業種について投資管理を実施。
- 外国投資家が、下記の業種に対して①上場企業の株式10%以上取得、②非上場企業の株式取得等を行う場合には、事前届出の義務を課している。

【現在(6月時点)の対象業種】

武器に関する貨物(①)の製造業
航空機に関する貨物(②)の製造業
宇宙開発に関する貨物(③)の製造業
原子力に関する貨物(④)の製造業
①～④の貨物の機械修理業
①～④の貨物に関するソフトウェア業
核原料物質に係る金属鉱業
軍事転用可能な汎用貨物(輸出貿易管理令別表第一に掲げる貨物(リスト規制貨物)。例えば、 <u>工作機械、炭素繊維、パワー半導体、化学製剤・細菌製剤の原料(化学物質、ウイルス、細菌、毒素)、伝送通信装置など</u>)の製造業 →一部対象だったものを平成29年改正で全て対象化
軍事転用可能な技術(外国為替令別表に掲げる技術(リスト規制技術)。例えば、 <u>工作機械、化学製剤・細菌製剤の原料、伝送通信装置などの設計・製造の技術</u>)を保有する、製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、機械設計業、商品・非破壊検査業、その他の技術サービス業 →平成29年改正で新たに対象化

電気業
ガス業
熱供給業
水道業
通信事業
放送事業
鉄道業
旅客運送業
医薬品製造業
警備業
農林水産業
石油業
皮革・皮革製品製造業
航空運輸業
海運業

(2) 日本への対応～対内直接投資規制の対象業種の追加②

- 本年8月1日より業種追加を実施（5月27日に官報掲載、同年8月1日施行）。
- 安全保障上重要な技術の流出や、我が国の防衛生産・技術基盤の棄損など、我が国の安全保障に重大な影響を及ぼす事態を生じることを適切に防止する観点から、以下の業種に対する対内直接投資を、事前届出の対象化。

【今回追加される業種】

＜情報処理関連の機器・部品製造業種＞

集積回路製造業
半導体メモリメディア製造業
光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業
電子回路実装基板製造業
有線通信機械器具製造業
携帯電話機・PHS電話機製造業
無線通信機械器具製造業
電子計算機製造業
パーソナルコンピュータ製造業
外部記憶装置製造業

＜情報処理関連のソフトウェア製造業種＞

受託開発ソフトウェア業
組込みソフトウェア業
パッケージソフトウェア業

＜情報通信サービス関連業種＞

地域電気通信業	※
長距離電気通信業	※
有線放送電話業	
その他の固定電気通信業	※
移動電気通信業	※
情報処理サービス業	
インターネット利用サポート業	※

※ 対象範囲を拡大

(3) 日本の対応～国際連携の推進

- 経済産業省は、機微技術管理に関して、**米国やEU諸国との国際連携**を推進。
- 投資管理に関しては、日米欧の三極で、EUの制度未整備国へのアウトリーチを実施。
- さらに、ワッセナーアレンジメント（WA）、G7等の**マルチの枠組み**において、適切な**国際規制ルールの構築**に取り組む。

■ 日米欧における機微技術管理協力

〈第6回三極貿易大臣会合の共同声明(2019年5月23日)
の抜粋〉

「強制技術移転の分野では、三閣僚は、エンフォースメント、新たなルールの作成、安全保障目的での投資管理、輸出管理について協力するという合意を確認するとともに、これまでの協力内容をストックテイクトした。」

三閣僚は、投資審査メカニズムに関する三極の継続的な協力を確認し、リスク分析と緩和手法に関するベストプラクティスを通じたものを含む、関係機関の協力の深化を歓迎した。



■ 国際輸出管理レジームにおける動向

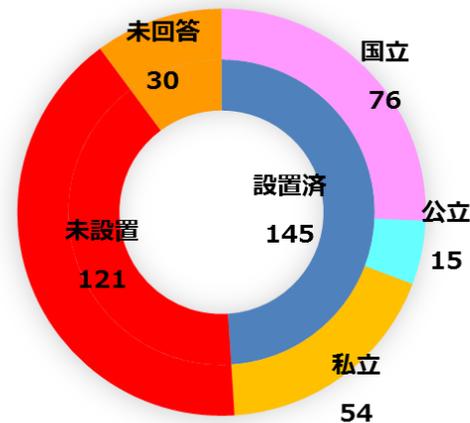
- ワッセナーアレンジメントでは、2012年以降、数次にわたり、エマージング技術等に対応すべく作業を更に進めることに合意したことを対外的に公表。
- 2018年総会においては、耐量子暗号技術や電磁パルス防護ソフトウェアその他のエマージング技術の規制強化について合意。
- 合意された内容は、今後、国際レジーム参加国の国内規制に反映されるだけでなく、アウトリーチ活動も経て、非参加国の国内規制にも反映される。

(4) 日本の対応～大学等における安全保障貿易管理の現状

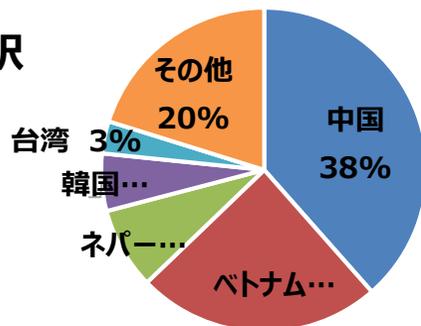
- 我が国における外国人留学生数は急激に増加、大学間の国際共同研究のための環境整備も進んでおり、今後、留学生・研究者の相互受入や研究に伴う相互訪問が更に増加する可能性大。
- 大学・研究機関においては、①留学生・外国人研究者の受け入れ、②他の大学や企業との共同研究、③外部の者の研究施設の見学、④研究サンプルの持ち出し、⑤講演会や展示会への参加などの際に、技術取引規制等が適用される場合がある。他方、**大学等における安全保障貿易管理への対応体制の整備**は、営業秘密の管理体制と同様に、**道半ば**。



「国立大学」及び「医歯薬理工系学部を持つ公立・私立大学」(合計296大学)における輸出管理担当部署の設置状況



H30FY内訳



	設置率	設置数/回答数
全体	49%	55%
国立大学	88%	89%
公立・私立大学	33%	38%

(出典) 日本学生支援機構「平成30年度外国人留学生在籍状況調査結果」、文部科学省「海外の大学との大学間交流協定、海外における拠点に関する調査結果」等

(出典) 経済産業省アンケート(平成28年、30年)

(5) 日本の対応～大学等に対する安保管理強化に向けた働きかけ

- 平成29年10月に公表した**大学向けガイダンス**の普及と管理水準向上に向けたツールの提供。
- 文部科学省と連携して、複層的なアプローチを通じて、大学における安全保障貿易管理に関する**法令順守及び内部管理を強化**。

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」の普及

- 平成29年10月に公表し、文科省を通じ、全関係大学※の学長宛に通達。平成30年3月に英語版も公表。
- 文科省と共催で、毎年、東京、名古屋、大阪で説明会を実施。平成30年には警察庁も登壇。
※ 国立大学、理工医歯薬系学科を持つ公立・私立大学（全264大学）

E-Learningコンテンツの作成・公表

- 平成30年5月に経済産業省ホームページで公表。英語版も作成。
- 研究者向けe-learning教材を掲載するA P R I N（公正研究推進協会）向け教材も作成し、平成31年3月末から配信開始。

専門家派遣事業

- 平成30年度は89の大学・研究機関に対し、延べ157件の派遣相談・個別相談を実施。

個別訪問

- 平成28年度以降、経産省職員が120以上の大学を個別訪問し、理事長、役員等に説明。

ネットワークの形成

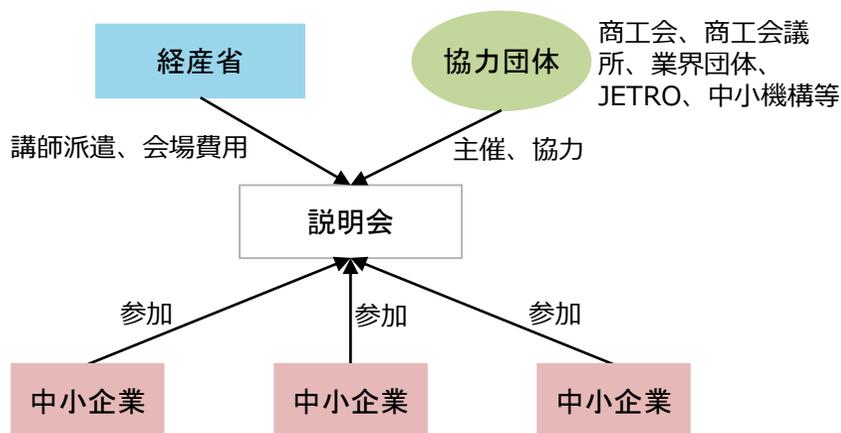
- 大学の輸出管理担当者による地域ネットワークの設立を促進。平成30年度は新規5件が設立（計11件）。
- 平成30年11月には国立研究開発法人の輸出管理担当者によるネットワークも設立。

(6) 日本の対応～中小企業等に対する働きかけ

- 我が国の経済は、優れた技術を持つ多くの中小企業に支えられている。他方、中小企業のグローバル化、海外展開の進展により、技術流出のリスクも増大。
- このため、①全国各地での説明会の開催、②輸出管理体制構築をサポートする専門アドバイザーの派遣を通じ、**中小企業の技術管理を強化・推進**。

(1) 説明会の開催

- ①安全保障貿易管理（外為法）②技術等情報管理（産業競争力強化法）③営業秘密管理（不正競争防止法）といった技術管理の制度について、各地で説明会を開催。
- 地方経産局の他、中小支援団体、業界団体等の協力を得て、年間100回程度の開催を想定。



(2) 輸出管理体制構築支援

- 企業の輸出管理部門OB等の専門家をアドバイザーとして任命。
- 安全保障貿易管理体制の構築に取り組む中小企業に対し、アドバイザーが専門的な支援を実施。
- 現地派遣、メール、電話等により、個々の中小企業の実態に応じたサポートを行う。

